

神奈川県農業人材力強化総合支援事業実施要綱

- 第 1 趣旨
- 第 2 定義
- 第 3 事業の内容
- 第 4 交付主体
- 第 5 県の助成措置
- 第 6 交付要件
- 第 7 助成対象
- 第 8 交付金額
- 第 9 交付期間等
- 第 10 申請窓口
- 第 11 事業計画書
- 第 12 計画書の承認
- 第 13 事業の着手
- 第 14 計画の変更等の承認
- 第 15 資金交付の手続
- 第 16 状況報告及び確認
- 第 17 交付の停止等
- 第 18 資金の返還
- 第 19 事業の推進体制と相談窓口
- 第 20 関係機関との連携とサポート体制の整備
- 第 21 経営発展支援事業及び初期投資促進事業で整備した機械・施設等の管理運営等
- 第 22 目標年度及び成果目標
- 第 23 交流会の開催
- 第 24 推進事業
- 第 25 交付対象者情報の共有
- 第 26 効率的かつ適正な技術の確保
- 別表 1
- 別表 2
- 別表 3
- 別表 4

第1 趣旨

近年、本県においては販売農家の減少と農業者の高齢化が進行しており、かながわ農業の維持発展のためには、次世代を担う農業者の育成・確保が重要となっている。

新規就農を進めるに当たっては、農業技術の習得や、所得の確保が課題となることから、就農に向けた研修の支援や、経営開始直後の新規就農者に、予算の範囲内で資金又は助成金を交付することにより、次世代のかながわ農業を担う意欲ある新規就農者を育成確保する。

第2 定義

この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号の定めるところによる。

1 就農

主に農業経営を行う事業体の経営者（共同経営であることが明確である場合を含む。）として農業経営を実施すること。

2 雇用就農

農業を営む経営体に常勤の状態で雇用され、主に農業生産に従事していること。

3 親元就農

親族が経営する農業経営体に就農すること。

4 研修

就農に向け、農業の技術や経営方法習得のため、別表1に定める研修機関等において、農作業等実践的な勉強や実習を行うこと。

第3 事業の内容

この要綱において、事業の内容は次のとおりとする。

1 就農準備資金

次世代を担う農業者となることを志向し、就農に向けて、別表1に定める研修機関等において研修を受ける者に対して就農準備資金を交付する事業

2 就農準備支援事業

次世代を担う農業者となることを志向し、就農に向けて、別表1に定める研修機関等において研修を受ける者に対して資金を交付する事業

3 経営開始資金

次世代を担う農業者となることを志向する経営開始直後の新規就農者に対して、経営開始資金を交付する事業

4 経営開始支援事業

次世代を担う農業者となることを志向する経営開始直後の新規就農者に対して、経営開始資金を交付する事業

5 経営発展支援事業

次世代を担う農業者となることを志向し、就農後の経営発展に資する取組を行う場合、事業費の4分の3以内で県が支援する事業

6 初期投資促進事業

次世代を担う農業者となることを志向し、就農後の経営発展に資する取組を行う場合、事業費の4分の3以内で県が支援する事業

7 推進事業

資金又は助成金の交付等に係る推進事務を行う事業

第4 交付主体

第3に定める各事業の交付主体は、次のとおりとする。

- 1 神奈川県
- 2 神奈川県
- 3 第20の2に定めるサポート体制を整備している市町村
- 4 第20の2に定めるサポート体制を整備している市町村
- 5 第20の2に定めるサポート体制を整備している市町村
- 6 第20の2に定めるサポート体制を整備している市町村
- 7 神奈川県及び市町村

第5 県の助成措置

県は、新規就農者育成総合対策実施要綱（令和4年3月29日付け3経営第3142号農林水産事務次官依命通知）第2及び新規就農者確保緊急円滑化対策実施要綱（令和5年12月1日付け5経営第2016号農林水産事務次官依命通知）第2に定める事業実施主体からの補助を受け、予算の範囲内において事業を実施するとともに、事業の実施に必要な経費を交付主体に補助する。

また、第3の1、2、3及び4にあっては、第6の交付要件を満たす場合にあっても、交付見込額が予算の範囲を超える場合は、別表2の採択順位に従い交付を決定する。なお、この基準で順位を判断できない場合は、個別に判断を行う。

第3の5及び6にあっては、本事業の助成を受けようとする者の取組を別表3の共通ポイント及び神奈川県新規就農者育成方針に定める都道府県加算ポイントに基づきポイント付けを行い、国の採択結果に基づき、予算の範囲内で交付主体に補助する。

第6 交付要件

第3の1、2、3、4、5及び6に定める各事業の交付要件は次のとおりとする。

1 就農準備資金

次の(1)から(8)の全て又は(9)の要件を満たすこと。

(1) 就農予定時の年齢が、原則50歳未満であり、次世代を担う農業者となることについての強い意欲を有していること。

(2) 第12の計画書の内容が、次に掲げる基準に達していること。

ア 別表1に定め、新規就農者育成総合対策実施要綱の別記6の第3の2の(1)の才の新規就農支援ポータルサイト（以下「ポータルサイト」という。）に公表された研修機関等において研修を受けること。

イ 研修期間が概ね1年かつ概ね年間1,200時間以上であり、研修期間を通して就農に必要な技術や知識を研修すること。

ウ 原則として就農希望地が県内であること。

エ 先進農家又は先進農業法人（以下「先進農家等」という。）で研修を受ける場合にあ

っては、以下の要件を満たすこと。

(ア) 当該先進農家等の経営主が交付対象者の親族（三親等以内の者をいう。以下同じ。）ではないこと。

(イ) 当該先進農家等と過去に雇用契約（短期間のパート及びアルバイトを除く。）を結んでいないこと。

オ 国内での最長2年間の研修後に最長1年間の海外研修を行う場合にあっては、以下の要件を満たすこと。

(ア) 就農後5年以内に実現する農業経営の内容が明確であること。

(イ) (ア)の農業経営の内容と海外研修の関連性・必要性が明確であること。

(3) 常勤（週35時間以上で継続的に労働するものをいう。以下同じ。）の雇用契約を締結していないこと。

(4) 原則として生活費の確保を目的とした国の他の事業による給付等を受けていないこと。

また、過去に本事業、農業人材力強化総合支援事業実施要綱（平成24年4月6日付け23経営第3543号農林水産事務次官依命通知）の別記1農業次世代人材投資事業（青年就農給付金事業を含む。以下「農業次世代人材投資事業」という。）、新規就農支援緊急対策事業実施要綱（令和2年1月30日付け元経営第2478号農林水産事務次官依命通知）の別記1就職氷河期世代の新規就農促進事業、新規就農者確保加速化対策実施要綱（令和3年1月28日付け2経営第2558号農林水産事務次官依命通知）の別記1就職氷河期世代の新規就農促進事業又は新規就農者確保緊急対策実施要綱の別記1新規就農促進研修支援事業（以下「新規就農促進研修支援事業」という。）若しくは別記5就農準備支援事業（以下「別記5就農準備支援事業」という。）又は新規就農者確保緊急円滑化対策実施要綱の別記1就農準備・経営開始支援事業（以下「就農準備・経営開始支援事業」という。）による研修計画の承認及び資金の交付を受けていないこと。

(5) 研修終了後に親元就農する予定の場合にあっては、就農に当たって家族経営協定等により交付対象者の責任及び役割（農業に専従すること、経営主から専従者給与が支払われること等）を明確にすること並びに就農後5年以内に当該農業経営を継承する、又は当該農業経営が法人化されている場合は当該法人の経営者（親族との共同経営者になる場合は含む。）となること（以下「農業経営を継承」という。）を確約すること。

(6) 研修終了後に独立・自営就農（(3)の(2)に定める要件を満たすものに限る。以下同じ。）する予定の場合にあっては、就農後((5)の親元就農後5年以内に独立・自営就農する場合にあっては、経営開始後)5年以内に農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「基盤強化法」という。）第12条第1項に規定する農業経営改善計画（以下「農業経営改善計画」という。）又は同法第14条の4第1項に規定する青年等就農計画（以下「青年等就農計画」という。）の認定を受けること。

(7) 第12の1の(1)の研修計画（別紙様式第2-1-1号）の承認申請時において、前年の世帯（本人のほか、同居又は生計を一にする別居の配偶者、子及び父母が該当する。以下同じ。）全体の所得が600万円以下であること。ただし、600万円を超える場合であっても、生活費の確保の観点から支援対象とすべき切実な事情があると知事が認める場合は、採択を可能とする。知事は、生活費の確保の観点から支援対象とすべき切実な事情があると認めた根拠及び考え方を整理し、国から照会があった場合は提示する。

- (8) 研修中の事故による怪我等に備えて、交付期間が開始するまでに、又は第 12 の 1 の(1)の研修計画の承認申請前に研修を開始している者は承認申請までに傷害保険に加入していること。
- (9) 就農準備支援事業の第 12 の 2 の(2)の研修計画の承認を受けているが、承認された交付期間に応じた資金の交付が完了していないこと。

2 就農準備支援事業

次の(1)から(8)の全て又は(9)の要件を満たすこと。

- (1) 就農予定時の年齢が、原則 50 歳未満であり、次世代を担う農業者となることについての強い意欲を有していること。
- (2) 第 12 の計画書の内容が、次に掲げる基準に達していること。
 - ア 別表 1 に定め、ポータルサイトに公表された研修機関等において研修を受けること。
 - イ 研修期間が概ね 1 年かつ概ね年間 1,200 時間以上であり、研修期間を通して就農に必要な技術や知識を研修すること。
 - ウ 原則として就農希望地が県内であること。
 - エ 先進農家等で研修を受ける場合にあっては、以下の要件を満たすこと。
 - (ア) 当該先進農家等の経営主が交付対象者の親族ではないこと。
 - (イ) 当該先進農家等と過去に雇用契約（短期間のパート及びアルバイトを除く。）を結んでいないこと。
 - オ 国内での最長 2 年間の研修後に最長 1 年間の海外研修を行う場合にあっては、以下の要件を満たすこと。
 - (ア) 就農後 5 年以内に実現する農業経営の内容が明確であること。
 - (イ) (ア)の農業経営の内容と海外研修の関連性・必要性が明確であること。
- (3) 常勤の雇用契約を締結していないこと。
- (4) 原則として生活費の確保を目的とした国の他の事業による給付等を受けていないこと。
また、過去に農業次世代人材投資事業、新規就農支援緊急対策事業実施要綱の別記 1 就職氷河期世代の新規就農促進事業、新規就農者確保加速化対策実施要綱の別記 1 就職氷河期世代の新規就農促進事業、新規就農促進研修支援事業、別記 5 就農準備支援事業及び新規就農者育成総合対策実施要綱の別記 2 就農準備資金・経営開始資金による資金の交付を受けていないこと。
- (5) 研修終了後に親元就農する予定の場合にあっては、就農に当たって家族経営協定等により交付対象者の責任及び役割（農業に専従すること、経営主から専従者給与が支払われること等）を明確にすること並びに就農後 5 年以内に農業経営を継承することを確約すること。
- (6) 研修終了後に独立・自営就農する予定の場合にあっては、就農後 ((5)の親元就農後 5 年以内に独立・自営就農する場合にあっては、経営開始後) 5 年以内に農業経営改善計画又は青年等就農計画の認定を受けること。
- (7) 第 12 の 2 の(1)の研修計画（別紙様式第 2 - 1 - 2 号）の承認申請時において、前年の世帯全体の所得が 600 万円以下であること。ただし、600 万円を超える場合であっても、生活費の確保の観点から支援対象とすべき切実な事情があると知事が認める場合は、

採択を可能とする。知事は、生活費の確保の観点から支援対象とすべき切実な事情があると認めた根拠及び考え方を整理し、国から照会があった場合は提示する。

- (8) 研修中の事故による怪我等に備えて、交付期間が開始するまでに、又は第 12 の 2 の(1)の研修計画の承認申請前に研修を開始している者は承認申請までに傷害保険に加入していること。
- (9) 就農準備資金の第 12 の 1 の(2)の研修計画の承認を受けているが、承認された交付期間に応じた資金の交付が完了していないこと。

3 経営開始資金

次の(1)から(15)の全て又は(16)の要件を満たすこと。

(1) 独立・自営就農時の年齢が、原則 50 歳未満であり、次世代を担う農業者となるについての強い意欲を有していること。

(2) 次に掲げる要件を満たす独立・自営就農であること。なお、交付対象者が農業経営を法人化している場合は、ア及びイの「交付対象者」を「交付対象者又は交付対象者が経営する法人」と、ウ及びエの「交付対象者」を「交付対象者が経営する法人」と読み替えるものとする。

ア 農地の所有権又は利用権（農地法（昭和 27 年法律第 229 号）第 3 条に基づく農業委員会の許可を受けたもの、同条第 1 項各号に該当するもの、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 56 号。以下「令和 4 年改正法」という。）附則第 5 条に基づく公告があったもの、令和 4 年改正法附則第 9 条に基づく公告があったもの、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 18 条に基づく公告があったもの、都市農地の貸借の円滑化に関する法律（平成 30 年法律第 68 号）第 4 条に基づく認定を受けたもの又は特定作業受委託契約を締結したもの）を以下同じ。）を交付対象者が有していること。

イ 主要な農業機械・施設を交付対象者が所有し、又は借りていること。

ウ 生産物や生産資材等を交付対象者の名義で出荷・取引すること。

エ 交付対象者の農産物等の売上げや経費の支出などの経営収支を交付対象者の名義の通帳及び帳簿で管理すること。

オ 交付対象者が農業経営に関する主宰権を有していること。

(3) 青年等就農計画の認定を受けた者であること。ただし、交付期間中に、基盤強化法第 14 条の 5 第 2 項に規定する認定の取消しを受けた場合及び同条第 3 項に規定する認定の効力を失った場合を除く。

(4) 青年等就農計画に経営開始資金申請追加資料（別紙様式第 4 号）を添付したもの（以下「青年等就農計画等」という。）が次に掲げる要件に適合していること。

ア 農業経営を開始して 5 年後までに農業（農業生産のほか、農産物加工、直接販売、農家レストラン、農家民宿等関連事業を含む。）で生計が成り立つ計画であること。

イ 計画の達成が実現可能であると見込まれること。

(5) 経営の全部又は一部を継承する場合は、継承する農業経営に従事してから 5 年以内に継承して農業経営を開始し、かつ交付期間中に、新規作目の導入、経営の多角化等経営発展に向けた取組を行い、新規参入者（土地や資金を独自に調達し、新たに農業経営を

開始した者をいう。と同等の経営リスクを負って経営を開始する青年等就農計画等であると市町村長に認められること。交付主体は当該経営が新規参入者と同等の経営リスクを負っていると市町村長が認めた根拠及び考え方を整理し、国から照会があった場合は提示すること。なお、一戸一法人（原則として世帯員のみで構成される法人。）以外の農業法人を継承する場合は交付の対象外とする。

- (6) 地域計画（基盤強化法第 19 条第 1 項に規定する地域計画をいう。）のうち目標地図（基盤強化法第 19 条第 3 項の地図をいう。以下同じ。）に位置づけられている、若しくは位置づけられることが確実と見込まれること、人・農地プランの具体的な進め方について（令和元年 6 月 26 日付け元経営第 494 号農林水産省経営局長通知）の 2 の（1）の実質化された人・農地プラン、同通知の 3 により実質化された人・農地プランとみなすことができると判断できる既存の人・農地プラン及び同通知の 4 により実質化された人・農地プランとして取り扱うことのできる人・農地プラン以外の同種取決め等（以下「人・農地プラン」という。）を中心となる経営体として位置づけられ、又は位置づけられることが確実と見込まれていること、あるいは農地中間管理機構（農地中間管理事業の推進に関する法律第 2 条第 4 項に規定する者をいう。）から農地を借り受けていること（以下「目標地図に位置づけられた者等」という。）。
- (7) 原則として生活費の確保を目的とした国の他の事業による給付等を受けていないこと。
- (8) 新規就農者育成総合対策実施要綱の別記 3 雇用就農資金、農業人材力強化総合支援事業実施要綱の別記 2 農の雇用事業（以下「農の雇用事業」という。）、新規就農者確保加速化対策実施要綱の別記 2 就職氷河期世代雇用就農者実践研修支援事業（以下「就職氷河期世代雇用就農者実践研修支援事業」という。）、新規就農者確保緊急対策実施要綱の別記 2 雇用就農者実践研修支援事業による助成金の交付を現に受けておらず、かつ過去に受けていないこと。
- (9) 経営継承・発展等支援事業実施要綱（令和 3 年 3 月 26 日付け 2 経営第 2988 号農林水産事務次官依命通知）の別記 1 経営継承・発展支援事業による補助金の交付を現に受けておらず、かつ過去に受けていないこと。
- (10) 新規就農者育成総合対策実施要綱の別記 1 経営発展支援事業、新規就農者確保緊急対策実施要綱の別記 6 初期投資促進事業又は新規就農者確保緊急円滑化対策実施要綱の別記 2 初期投資促進事業について補助対象事業費の上限額である 1,000 万円（夫婦で共同経営する場合は夫婦で 1,500 万円）の助成を現に受けておらず、かつ過去に受けていないこと。
- (11) 園芸施設共済の引受対象となる施設を所有する場合は、当該施設について、気象災害等による被災に備えて、園芸施設共済、民間事業者が提供する保険又は施工業者による保証等に加入している、又は加入することが確実と見込まれること。
- (12) 前年の世帯全体の所得が 600 万円以下（被災による資金の交付休止期間中の所得を除く。以下同じ。）であること。ただし、当該所得が 600 万円を超える場合であっても、生活費の確保の観点から支援対象とすべき切実な事情があると交付主体が認める場合は、採択及び交付を可能とする。この場合、交付主体は生活費の確保の観点から支援対象とすべき切実な事情があると認めた根拠及び考え方を整理し、国から照会があった場合は提示すること。

- (13) 就農する地域における将来の農業の担い手として、地域のコミュニティへの積極的な参加に努め、地域の農業の維持・発展に向けた活動に協力する意思があること。
- (14) 令和3年4月以降に農業経営を開始した者であること。
- (15) 環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和4年法律第37号。以下「みどりの食料システム法」という。）に基づく環境負荷低減に取り組む意思があること。
- (16) 経営開始支援事業の第12の4の(2)の承認を受けているが、承認された交付期間に応じた資金の交付が完了していないこと。

4 経営開始支援事業

次の(1)から(15)の全て又は(16)の要件を満たすこと。

- (1) 独立・自営就農時の年齢が、原則50歳未満であり、次世代を担う農業者となることについての強い意欲を有していること。
- (2) 次に掲げる要件を満たす独立・自営就農であること。なお、交付対象者が農業経営を法人化している場合は、ア及びイの「交付対象者」を「交付対象者又は交付対象者が経営する法人」と、ウ及びエの「交付対象者」を「交付対象者が経営する法人」と読み替えるものとする。
 - ア 農地の所有権又は利用権を交付対象者が有していること。
 - イ 主要な農業機械・施設を交付対象者が所有し、又は借りていること。
 - ウ 生産物や生産資材等を交付対象者の名義で出荷・取引すること。
 - エ 交付対象者の農産物等の売上げや経費の支出などの経営収支を交付対象者の名義の通帳及び帳簿で管理すること。
 - オ 交付対象者が農業経営に関する主宰権を有していること。
- (3) 青年等就農計画の認定を受けた者であること。ただし、交付期間中に、基盤強化法第14条の5第2項に規定する認定の取消しを受けた場合及び同条第3項に規定する認定の効力を失った場合を除く。
- (4) 青年等就農計画に経営開始支援事業申請追加資料（別紙様式第4号）を添付したもの（以下「経営開始支援事業計画等」という。）が次に掲げる要件に適合していること。
 - ア 農業経営を開始して5年後までに農業（農業生産のほか、農産物加工、直接販売、農家レストラン、農家民宿等関連事業を含む。）で生計が成り立つ計画であること。
 - イ 計画の達成が実現可能であると見込まれること。
- (5) 経営の全部又は一部を継承する場合は、継承する農業経営に従事してから5年以内に継承して農業経営を開始し、かつ交付期間中に、新規作目の導入、経営の多角化等経営発展に向けた取組を行い、新規参入者（土地や資金を独自に調達し、新たに農業経営を開始した者をいう。）と同等の経営リスクを負って経営を開始する経営開始支援事業計画等であると市町村長に認められること。交付主体は当該経営が新規参入者と同等の経営リスクを負っていると市町村長が認めた根拠及び考え方を整理し、国から照会があった場合は提示すること。なお、一戸一法人（原則として世帯員のみで構成される法人。）以外の農業法人を継承する場合は交付の対象外とする。
- (6) 目標地図に位置づけられた者等であること。

- (7) 原則として生活費の確保を目的とした他の事業による給付等を受けていないこと。
- (8) 新規就農者育成総合対策実施要綱の別記3雇用就農資金、農の雇用事業、就職氷河期世代雇用就農者実践研修支援事業、新規就農者確保緊急対策実施要綱の別記2雇用就農者実践研修支援事業による助成金の交付を現に受けておらず、かつ過去に受けていないこと。
- (9) 経営継承・発展等支援事業実施要綱の別記1経営継承・発展支援事業による補助金の交付を現に受けておらず、かつ過去に受けていないこと。
- (10) 新規就農者育成総合対策実施要綱の別記1経営発展支援事業、新規就農者確保緊急対策実施要綱の別記6初期投資促進事業又は新規就農者確保緊急円滑化対策実施要綱の別記2初期投資促進事業について補助対象事業費の上限額である1,000万円（夫婦で共同経営する場合は夫婦で1,500万円）の助成を現に受けておらず、かつ過去に受けていないこと。
- (11) 園芸施設共済の引受対象となる施設を所有する場合は、当該施設について、気象災害等による被災に備えて、園芸施設共済、民間事業者が提供する保険又は施工業者による保証等に加入している、又は加入することが確実と見込まれること。
- (12) 前年の世帯全体の所得が600万円以下であること。ただし、当該所得が600万円を超える場合であっても、生活費の確保の観点から支援対象とすべき切実な事情があると交付主体が認める場合は、採択及び交付を可能とする。この場合、交付主体は生活費の確保の観点から支援対象とすべき切実な事情があると認めた根拠及び考え方を整理し、国から照会があった場合は提示すること。
- (13) 就農する地域における将来の農業の担い手として、地域のコミュニティへの積極的な参加に努め、地域の農業の維持・発展に向けた活動に協力する意思があること。
- (14) 令和3年4月以降に農業経営を開始した者であること。
- (15) みどりの食料システム法に基づく環境負荷低減に取り組む意思があること。
- (16) 経営開始資金の第12の3の(2)の承認を受けているが、承認された交付期間に応じた資金の交付が完了していないこと。

5 経営発展支援事業

- (1) 独立・自営就農時の年齢が、原則50歳未満であり、次世代を担う農業者となるについての強い意欲を有している者又はその者が経営する法人であること。
- (2) 事業実施の年度又は前年度に農業経営を開始し、次に掲げる要件を満たす独立・自営就農をしている又はする予定であること。
 - ア 農地の所有権又は利用権を交付対象者（交付対象者が法人の場合は、当該法人の役員を含む。イにおいて同じ。）が有していること。
 - イ 主要な農業機械・施設を交付対象者が所有し、又は借りていること。
 - ウ 生産物や生産資材等を交付対象者の名義で出荷・取引すること。
 - エ 交付対象者の農産物等の売上げや経費の支出などの経営収支を交付対象者の名義の通帳及び帳簿で管理すること。
 - オ 交付対象者が農業経営に関する主宰権を有していること。
 - (3) 青年等就農計画の認定を受けていること。

- (4) 青年等就農計画に経営発展支援事業申請追加資料（別紙様式第5号）を添付したもの（以下「経営発展支援事業計画等」という。）が次に掲げる要件に適合していること。
ア 農業経営を開始して5年後までに農業（農業生産のほか、農産物加工、直接販売、農家レストラン、農家民宿等関連事業を含む。）で生計が成り立つ計画であること。
イ 計画の達成が実現可能であると見込まれること。
- (5) 経営の全部又は一部を継承する場合は、継承する農業経営に従事してから5年以内に継承して農業経営を開始し、かつ、継承する農業経営の現状の所得、売上又は付加価値額を10%以上増加させる、又は生産コストを10%以上減少させる経営発展支援事業計画等であると市町村長に認められること。
- (6) 目標地図に位置づけられた者等であること。
- (7) 本事業、新規就農者育成総合対策実施要綱の別記3雇用就農資金若しくは新規就農者確保緊急対策実施要綱の別記6初期投資促進事業若しくは新規就農者確保緊急円滑化対策実施要綱の別記2の初期投資促進事業（以下「令和5年度補正初期投資促進事業」という。）による助成金又は経営継承・発展等支援事業実施要綱の別記1経営継承・発展支援事業による補助金の交付を現に受けておらず、かつ過去に受けていないこと。
- (8) 機械・施設の取得費用等について、交付対象者本人が金融機関から融資を受けること。
- (9) 豚、いのしし、鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥又は七面鳥を飼養する農業経営の場合は、県による飼養衛生管理基準遵守状況等について確認が行われていること。
- (10) 就農する地域における将来の農業の担い手として、地域のコミュニティへの積極的な参加に努め、地域の農業の維持・発展に向けた活動に協力する意思があること。
- (11) みどりの食料システム法に基づく環境負荷低減に取り組む意思があること。

6 初期投資促進事業

- (1) 独立・自営就農時の年齢が、原則50歳未満であり、次世代を担う農業者となることについての強い意欲を有している者又はその者が経営する法人であること。
- (2) 事業実施の年度又は前年度に農業経営を開始し、次に掲げる要件を満たす独立・自営就農をしている又はする予定であること。
ア 農地の所有権又は利用権を交付対象者（交付対象者が法人の場合は、当該法人の役員を含む。イにおいて同じ。）が有していること。
イ 主要な農業機械・施設を交付対象者が所有し、又は借りていること。
ウ 生産物や生産資材等を交付対象者の名義で出荷・取引すること。
エ 交付対象者の農産物等の売上げや経費の支出などの経営収支を交付対象者の名義の通帳及び帳簿で管理すること。
オ 交付対象者が農業経営に関する主宰権を有していること。
- (3) 青年等就農計画の認定を受けた者であること。
- (4) 青年等就農計画に初期投資促進事業申請追加資料（別紙様式第5号）を添付したもの（以下「初期投資促進事業計画等」という。）が次に掲げる要件に適合していること。
ア 農業経営を開始して5年後までに農業（農業生産のほか、農産物加工、直接販売、農家レストラン、農家民宿等関連事業を含む。）で生計が成り立つ計画であること。

イ 計画の達成が実現可能であると見込まれること。

- (5) 経営の全部又は一部を継承する場合は、継承する農業経営に従事してから5年以内に継承して農業経営を開始し、かつ、継承する農業経営の現状の所得、売上又は付加価値額を10%以上増加させる、又は生産コストを10%以上減少させる初期投資促進事業計画等であると市町村長に認められること。
- (6) 目標地図に位置づけられた者等であること。
- (7) 本事業、新規就農者育成総合対策実施要綱の別記1 経営発展支援事業、同実施要綱の別記3 雇用就農、新規就農者確保緊急対策実施要綱の別記6 の初期投資促進事業による助成金又は経営継承・発展等支援事業実施要綱別記1 の経営継承・発展支援事業による補助金の交付を現に受けておらず、かつ過去に受けていないこと。
- (8) 機械・施設の取得費用等について、交付対象者本人が金融機関から融資を受けること。
- (9) 豚、いのしし、鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥又は七面鳥を飼養する農業経営の場合は、県による飼養衛生管理基準遵守状況等について確認が行われていること。
- (10) 就農する地域における将来の農業の担い手として、地域のコミュニティへの積極的な参加に努め、地域の農業の維持・発展に向けた活動に協力する意思があること。
- (11) みどりの食料システム法に基づく環境負荷低減に取り組む意思があること。

第7 助成対象

1 経営発展支援事業

- (1) 第3の5の経営発展支援事業の助成の対象となる事業内容は、次に掲げる取組であつて交付対象者が自らの経営においてそれらを使用することとする。
 - ア 機械・施設等の取得、改良又はリース
 - イ 家畜の導入
 - ウ 果樹・茶の新植・改植
 - エ 農地等の造成、改良又は復旧
- (2) 本事業以外の国の助成事業の対象として整備するものではないこと（融資に関する利子の助成措置を除く。）。
- (3) (1)の事業内容は、個々の事業内容ごとに、次に掲げる基準を満たすものとする。
 - ア 整備等の内容ごとに事業費が50万円以上であること。
事業の対象となる機械・施設等（中古資材等を活用して整備する施設を含む。以下同じ。）が中古機械・施設等である場合には、事業費が50万円以上であり、かつ、事業実施主体が適正と認める価格で取得されるものであること。
 - イ 機械・施設等の購入先の選定に当たっては、一般競争入札の実施、複数の業者からの見積り徵取等により、事業費の低減に向けた取組を行うこと。
 - ウ (1)のアについては次に掲げる基準を満たすこと。
 - (ア) 原則として、事業の対象となる機械・施設等は、法定耐用年数（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）第1条第1項に規定する耐用年数をいう。以下同じ。）が概ね5年以上20年以下のものであること。
ただし、事業の対象となる機械・施設等が中古機械・施設等である場合には、上記

に加え、中古資産耐用年数（減価償却資産の耐用年数等に関する省令第3条に規定する耐用年数をいう。以下同じ。）が2年以上のものであること（法定耐用年数を経過したものについては、販売店等による2年間以上の保証があるものに限る。）。

（イ）原則として、運搬用トラック、パソコン、倉庫、フォークリフト、ショベルローダ、バックホ、G P S ガイダンスシステム等農業経営の用途以外の用途に容易に供されるような汎用性の高いものではないこと。ただし、以下に掲げる場合には、この限りではない。

a フォークリフト、ショベルローダ、バックホ、G P S ガイダンスシステム（農業用機械に設置するものに限る。）等の機械については、以下の要件を全て満たすものであること。

（a）農産物の生産等に係る作業に使用する期間内において他用途に使用されないものであること。

（b）農業経営において真に必要であること。

（c）導入後の適正利用が確認できるものであること。

b 環境衛生施設（トイレ等）、ほ場観測施設、中継拠点施設（農機具格納庫等）等の施設については、a の（a）から（c）までの要件を満たすことに加え、ほ場又はほ場の近接地に設置すること。

（ウ）整備を予定している機械・施設等が、交付対象者の経営発展支援事業計画等の成果目標の達成に直結すること。

（エ）交付主体が第11の3の(1)に基づき作成する事業計画の提出以前に自ら若しくは本事業以外の補助事業を活用して着工若しくは着工を予定し、又は整備の完了した機械・施設等を本事業に切り替えて整備するものではないこと。

（オ）整備を予定している機械・施設等について、園芸施設共済、農機具共済、民間事業者が提供する保険、施工業者による保証等の加入等、気象災害等による被災に備えた措置がされるものであること。なお、その加入等の期間は、被覆期間中や災害の発生が想定される時季に限定せず、通年で加入等するものとし、また、当該機械・施設等の処分制限期間において加入等が継続されるものとする。

（カ）整備を予定している機械・施設等の施工業者等が、農業分野におけるA I ・データに関する契約ガイドライン（令和2年3月農林水産省策定。以下「G L」という。）で対象として扱うデータ等を取得する場合は、そのデータ等の保管について取り決めた契約がG Lに準拠していること。

（キ）導入した機械・施設等について、神奈川県農業人材力強化総合支援事業補助金交付要綱様式第8号の財産管理台帳を作成し、耐用年数（新品の場合には法定耐用年数、中古機械・施設等の場合には中古耐用年数。以下同じ。）が経過するまでの間、保管すること。

（ク）機械・施設等のリースの手続等については、別紙により行うこと。

（ケ）導入等を予定している機械等が、トラクター、コンバイン又は田植え機である場合には、位置情報及び作業時間に関するデータ（以下「農機データ」という。）を当該機械メーカー以外のシステムでも利用できるよう、当該機械メーカーがA P I（Application Programming Interface：複数のアプリケーション等を接続（連携）す

るために必要な仕組み。以下同じ。) を自社のウェブサイトや農業データ連携基盤等で公表し、農機データを連携できる環境を整備していること。ただし、当該機械メーカーが農機データを取得するシステムを備えた製品を製造していない場合及び導入等を予定している機械でなければ成果目標を達成できないと取組主体が認める場合は除く。

- (4) (1)のアの機械・施設等については、「農業用機械施設補助の整理合理化について」(昭和 57 年 4 月 5 日付け 57 予第 401 号農林水産事務次官依命通知) の基準を適用しないものとする。

2 初期投資促進事業

- (1) 第 3 の 6 の初期投資促進事業の助成の対象となる事業内容は、次に掲げる取組であつて交付対象者が自らの経営においてそれらを使用することとする。
- ア 機械・施設等の取得、改良又はリース
イ 家畜の導入
ウ 果樹・茶の新植・改植
エ 農地等の造成、改良又は復旧

- (2) 本事業以外の国の助成事業の対象として整備するものではないこと(融資に関する利子の助成措置を除く。)。

- (3) (1)の事業内容は、個々の事業内容ごとに、次に掲げる基準を満たすものとする。

- ア 整備等の内容ごとに事業費が 50 万円以上であること。

事業の対象となる機械・施設等が中古機械・施設等である場合には、事業費が 50 万円以上であり、かつ、事業実施主体が適正と認める価格で取得されるものであること。

- イ 機械・施設等の購入先の選定に当たっては、一般競争入札の実施、複数の業者からの見積り微取等により、事業費の低減に向けた取組を行うこと。

- ウ (1)のアについては次に掲げる基準を満たすこと。

- (ア) 原則として、事業の対象となる機械・施設等は、法定耐用年数が概ね 5 年以上 20 年以下のものであること。

ただし、事業の対象となる機械・施設等が中古機械・施設等である場合には、上記に加え、中古資産耐用年数が 2 年以上のものであること(法定耐用年数を経過したものについては、販売店等による 2 年間以上の保証があるものに限る。)。

- (イ) 原則として、運搬用トラック、パソコン、倉庫、フォークリフト、ショベルローダ、バックホ、G P S ガイダンスシステム等農業経営の用途以外の用途に容易に供されるような汎用性の高いものではないこと。ただし、以下に掲げる場合には、この限りではない。

- a フォークリフト、ショベルローダ、バックホ、G P S ガイダンスシステム(農業用機械に設置するものに限る。)等の機械については、以下の要件を全て満たすこと。

- (a) 農産物の生産等に係る作業に使用する期間内において他用途に使用されないものであること。

- (b) 農業経営において真に必要であること。

- (c) 導入後の適正利用が確認できるものであること。

- b 環境衛生施設（トイレ等）、ほ場観測施設、中継拠点施設（農機具格納庫等）等の施設については、a の(a)から(c)までの要件を満たすことに加え、ほ場又はほ場の近接地に設置するものであること。
- (ウ) 整備を予定している機械・施設等が、交付対象者の初期投資促進事業計画等の成果目標の達成に直結するものであること。
- (エ) 交付主体が第 11 の4の(1)に基づき作成する事業計画の提出以前に自ら若しくは本事業以外の補助事業を活用して着工若しくは着工を予定し、又は整備の完了した機械・施設等を本事業に切り替えて整備するものではないこと。
- (オ) 整備を予定している機械・施設等について、園芸施設共済、農機具共済、民間事業者が提供する保険、施工業者による保証等の加入等、気象災害等による被災に備えた措置がされるものであること。なお、その加入等の期間は、被覆期間中や災害の発生が想定される時季に限定せず、通年で加入等するものとし、また、当該機械・施設等の処分制限期間において加入等が継続されるものとする。
- (カ) 整備を予定している機械・施設等の施工業者等が、G Lで対象として扱うデータ等を取得する場合は、そのデータ等の保管について取り決めた契約がG Lに準拠していること。
- (キ) 導入した機械・施設等について、神奈川県農業人材力強化総合支援事業補助金交付要綱様式第8号の財産管理台帳を作成し、耐用年数が経過するまでの間、保管すること。
- (ク) 機械・施設等のリースの手続等については、別紙により行うこと。
- (ケ) 導入等を予定している機械等が、トラクター、コンバイン又は田植え機である場合には、農機データを当該機械メーカー以外のシステムでも利用できるよう、当該機械メーカーがA P Iを自社のウェブサイトや農業データ連携基盤等で公表し、農機データを連携できる環境を整備していること。ただし、当該機械メーカーが農機データを取得するシステムを備えた製品を製造していない場合及び導入等を予定している機械でなければ成果目標を達成できないと取組主体が認める場合は除く。
- (4) (1)のアの機械・施設等については、「農業用機械施設補助の整理合理化について」の基準を適用しないものとする。

第8 交付金額

1 就農準備資金

交付期間1月につき1人あたり12.5万円（1年につき最大150万円）とする。

2 就農準備支援事業

交付期間1月につき1人あたり12.5万円（1年につき最大150万円）とする。

3 経営開始資金

(1) 経営開始資金の額は、交付期間1月につき1人あたり12.5万円（1年につき150万円）とする。

(2) 夫婦で農業経営を開始し、以下の要件を満たす場合は、交付期間1月につき夫婦合算で、(1)の額に1.5を乗じて得た額（1円未満は切捨て）を交付する。

ア 家族経営協定を締結しており、夫婦が共同経営者であることが規定されていること。

イ 主要な経営資産を夫婦で共に所有し、又は借りていること。

ウ 夫婦共に目標地図に位置づけられた者等となること。

- (3) 複数の青年就農者が農業法人を設立し、共同経営する場合は、当該青年就農者（当該農業法人及び青年就農者それぞれが目標地図に位置づけられた者等に限る。）に交付期間1年につきそれぞれ(1)の額を交付する。なお、経営開始後3年以上経過している農業者（当該農業者が3の(1)又は4の(1)の交付を受けている場合は、その3年度目を超えている農業者）が法人の役員に1名でも存在する場合は、当該法人の他の役員も交付の対象外とする。

4 経営開始支援事業

- (1) 資金の額は、交付期間1月につき1人あたり12.5万円（1年につき150万円）とする。
- (2) 夫婦で農業経営を開始し、以下の要件を満たす場合は、交付期間1月につき夫婦合わせて、(1)の額に1.5を乗じて得た額（1円未満は切捨て）を交付する。
- ア 家族経営協定を締結しており、夫婦が共同経営者であることが規定されていること。
- イ 主要な経営資産を夫婦で共に所有し、又は借りていること。
- ウ 夫婦共に目標地図に位置づけられた者等となること。
- (3) 複数の青年就農者が農業法人を設立し、共同経営する場合は、当該青年就農者（当該農業法人及び青年就農者それぞれが目標地図に位置づけられた者等に限る。）に交付期間1年につきそれぞれ(1)の額を交付する。なお、経営開始後3年以上経過している農業者（当該農業者が3の(1)又は4の(1)の交付を受けている場合は、その3年度目を超えている農業者）が法人の役員に1名でも存在する場合は、当該法人の他の役員も交付の対象外とする。

5 経営発展支援事業

- (1) 本事業の交付対象者の補助対象経費は、第7の1の(1)の取組に必要な経費とし、県は3／4を支援する。ただし、国庫による支援は補助率1／2を超えない範囲（整備等内容ごとにそれぞれ千円未満切捨て）とする。

また、補助対象事業費の上限額は1,000万円（経営開始資金又は経営開始支援事業の交付対象者の場合は、500万円）とする。

- (2) 夫婦で農業経営を開始し、以下の要件を満たす場合は、夫婦合わせて、(1)の補助対象上限額に1.5を乗じて得た額を上限額（1円未満は切捨て）とする。

ア 家族経営協定を締結しており、夫婦が共同経営者であることが規定されていること。

イ 主要な経営資産を夫婦で共に所有し、又は借りていること。

ウ 夫婦共に目標地図に位置づけられた者等となること。

- (3) 複数の青年就農者が法人を設立し、共同経営する場合であって、第6の5の(1)の要件を満たす者（当該法人及び青年就農者それぞれが目標地図に位置づけられた者等に限る。）については、それぞれ、経営開始資金又は経営開始支援事業の交付を受ける者にあっては500万円、受けない者にあっては1,000万円（当該法人に夫婦を含む場合は、当該夫婦について、経営開始資金の交付を受ける場合は750万円、受けない場合は1,500万円）を合算した額又は2,000万円のいずれか低い額を上限額とする。

なお、令和5年度より前に経営開始している農業者が法人の役員に1名でも存在する場合は、交付の対象外とする。

6 初期投資促進事業

(1) 本事業の交付対象者の補助対象経費は、第7の2の(1)の取組に必要な経費とし、県は3／4を支援する。ただし、国庫による支援は補助率1／2を超えない範囲（整備等内容ごとにそれぞれ千円未満切捨て）とする。

また、補助対象事業費の上限額は1,000万円（経営開始資金又は経営開始支援事業の交付対象者の場合は、500万円）とする。

(2) 夫婦で農業経営を開始し、以下の要件を満たす場合は、夫婦合わせて、(1)の補助対象上限額に1.5を乗じて得た額を上限額（1円未満は切捨て）とする。

ア 家族経営協定を締結しており、夫婦が共同経営者であることが規定されていること。

イ 主要な経営資産を夫婦で共に所有し、又は借りていること。

ウ 夫婦共に目標地図に位置づけられた者等となること。

(3) 複数の青年就農者が法人を設立し、共同経営する場合であって、第6の6の(1)の要件を満たす者（当該法人及び青年就農者それぞれが目標地図に位置づけられた者等に限る。）については、それぞれ、経営開始資金又は経営開始支援事業の交付を受ける者にあっては500万円、受けない者にあっては1,000万円（当該法人に夫婦を含む場合は、当該夫婦について、経営開始資金の交付を受ける場合は750万円、受けない場合は1,500万円）を合算した額又は2,000万円のいずれか低い額を上限額とする。

なお、令和5年度より前に経営開始している農業者が法人の役員に1名でも存在する場合は、交付の対象外とする。

第9 交付期間等

1 就農準備資金

就農準備資金の交付期間は、最長2年間とする。

なお、就農準備資金の交付対象者のうち、第6の1の(2)の才の海外研修を行う者については、交付期間を最長3年間とする。

2 就農準備支援事業

資金の交付期間は、最長2年間とする。

なお、就農準備資金の交付対象者のうち、第6の2の(2)の才の海外研修を行う者については、交付期間を最長3年間とする。

3 経営開始資金

経営開始資金の交付期間は、最長3年間（経営開始後3年度目分まで）とする。

4 経営開始支援事業

資金の交付期間は、最長3年間（経営開始後3年度目分まで）とする。

第10 申請窓口

1 就農準備資金

研修計画及び交付申請書等の申請窓口は、知事が別に定めるものを除き、かながわ農業アカデミー校長（以下「校長」という。）とする。

2 就農準備支援事業

研修計画及び交付申請書等の申請窓口は、知事が別に定めるものを除き、校長とする。

3 経営開始資金

申請窓口は、交付対象者が位置づけられ、又は位置づけられることが確実と見込まれている目標地図又は人・農地プランを策定した市町村とすることを基本とする。

4 経営開始支援事業

申請窓口は、交付対象者が位置づけられ、又は位置づけられることが確実と見込まれている目標地図又は人・農地プランを策定した市町村とすることを基本とする。

5 経営発展支援事業

申請窓口は、交付対象者が位置づけられ、又は位置づけられることが確実と見込まれている目標地図又は人・農地プランを策定した市町村とすることを基本とする。

6 初期投資促進事業

申請窓口は、交付対象者が位置づけられ、又は位置づけられることが確実と見込まれている目標地図又は人・農地プランを策定した市町村とすることを基本とする。

第11 事業計画書

1 経営開始資金

(1) 経営開始資金にあっては、交付主体は市町村事業計画（別紙様式第1－1－1号）を作成し、知事に承認申請する。

(2) 知事は、前項の規定により提出のあった市町村事業計画について、内容が適切であるか確認し、その結果を交付主体に通知する。

(3) (2)の承認を受けた交付主体は、以下の項目に付き変更を行う場合は、(1)の手続きに準じて行うものとする。

ア 新規就農者数に関する目標

イ 資金の交付計画における資金総額の増又は30%を超える減

ウ 就農準備資金又は就農準備支援事業の交付主体

エ 推進事業費の増加

(4) 知事は、市町村事業計画の変更申請があった場合は、(2)の手続きに準じて通知する。

(5) 交付主体は、市町村事業実績報告（別紙様式第1－1－1号）を作成し、事業実施年度の翌年度の8月末までに知事に報告する。

なお、市町村事業実績報告の作成に当たっては、関係機関と連携し、新規就農者に関する目標の達成状況、交付対象者の青年等就農計画等の進捗状況、達成状況、就農継続状況等の評価を行うこととする。

2 経営開始支援事業

(1) 経営開始支援事業にあっては、交付主体は市町村支援事業計画（別紙様式第1－1－2号）を作成し、知事に承認申請する。

(2) 知事は、前項の規定により提出のあった市町村支援事業計画について、内容が適切であるか確認し、その結果を交付主体に通知する。

(3) (2)の承認を受けた交付主体は、以下の項目に付き変更を行う場合は、(1)の手続きに準じて行うものとする。

ア 新規就農者数に関する目標

イ 資金の交付計画における資金総額の増又は30%を超える減

ウ 就農準備資金又は就農準備支援事業の交付主体

エ 推進事業費の増加

(4) 知事は、市町村支援事業計画の変更申請があった場合は、(2)の手続きに準じて通知する。

(5) 交付主体は、市町村支援事業実績報告（別紙様式第1－1－2号）を作成し、事業実施年度の翌年度の8月末までに知事に報告する。

なお、市町村支援事業実績報告の作成に当たっては、関係機関と連携し、新規就農者に関する目標の達成状況、交付対象者の経営開始支援事業計画等の進捗状況、達成状況、就農継続状況等の評価を行うこととする。

3 経営発展支援事業

(1) 経営発展支援事業にあっては、交付主体は、本事業の助成を受けようとする者又は法人の経営発展支援事業計画等について適当であるか確認の上、市町村経営発展支援事業計画（別紙様式第1－2－1号）を作成し、知事に承認申請する。

なお、交付主体は、新規就農者育成総合対策実施要綱の別記1の第9の2の(2)のアで県が行うポイント付けについて、関連する書類の確認等に協力するものとする。

(2) 知事は、前項の規定により提出のあった市町村経営発展支援事業計画について、内容が適切であるか確認し、その結果を交付主体に通知する。

(3) (2)の承認を受けた交付主体は、以下の項目に付き変更を行う場合は、(1)の手続きに準じて行うものとする。

ア 新規就農者数に関する目標

イ 別紙様式第1－2－1号別添（別紙1）候補者リストへの候補者の追加

ウ 助成金の交付計画における国費総額の増又は30%を超える減

エ 推進事業費の増加

(4) 知事は、市町村経営発展支援事業計画の変更申請があった場合は、(2)の手続きに準じて通知する。

(5) 交付主体は、市町村経営発展支援事業実績報告（別紙様式第1－2－1号）を作成し、事業実施年度の翌年度の8月末までに知事に報告する。

なお、市町村経営発展支援事業実績報告の作成に当たっては、関係機関と連携し、新規就農者に関する目標の達成状況、交付対象者の経営発展支援事業計画等の進捗状況、達成状況、就農継続状況等の評価を行うこととする。

また、目標年度の翌年度の7月末の就農状況報告の確認において、交付対象者が経営発展支援事業計画等で実施することとしていた取組を未実施又は達成していなかった場合は、翌年度を目標とする改善計画を提出させるなど、適切な改善措置を講じ、併せて報告する。

4 初期投資促進事業

(1) 初期投資促進事業にあっては、交付主体は、本事業の助成を受けようとする者又は法人の初期投資促進事業計画等について適当であるか確認の上、市町村初期投資促進事業計画（別紙様式第1－2－2号）を作成し、知事に承認申請する。

なお、交付主体は、新規就農者確保緊急円滑化対策実施要綱の別記2の第9の2の(2)のアで県が行うポイント付けについて、関連する書類の確認等に協力するものとする。

- (2) 知事は、前項の規定により提出のあった市町村初期投資促進事業計画について、内容が適切であるか確認し、その結果を交付主体に通知する。
- (3) (2)の承認を受けた交付主体は、以下の項目に付き変更を行う場合は、(1)の手続きに準じて行うものとする。
- ア 新規就農者数に関する目標
- イ 別紙様式第1－2－2号別添（別紙1）候補者リストへの候補者の追加
- ウ 助成金の交付計画における国費総額の増又は30%を超える減
- エ 推進事業費の増加
- (4) 知事は、市町村初期投資促進事業計画の変更申請があった場合は、(2)の手続きに準じて通知する。
- (5) 交付主体は、市町村初期投資促進事業実績報告（別紙様式第1－2－2号）を作成し、事業実施年度の翌年度の8月末までに知事に報告する。

なお、市町村初期投資促進事業実績報告の作成に当たっては、関係機関と連携し、新規就農者に関する目標の達成状況、交付対象者の初期投資促進事業計画等の進捗状況、達成状況、就農継続状況等の評価を行うこととする。

また、目標年度の翌年度の7月末の就農状況報告の確認において、交付対象者が初期投資促進事業計画等で実施することとしていた取組を未実施又は達成していなかった場合は、翌年度を目標とする改善計画を提出させるなど、適切な改善措置を講じ、併せて報告する。

第12 計画書の承認

1 就農準備資金

- (1) 交付を受けようとする者は、研修計画（別紙様式第2－1－1号）を作成し、知事が別途定める提出期限までに校長に承認申請する。校長は、申請された研修計画を速やかに知事に報告する。
- (2) 知事は、(1)の承認申請があった場合は、研修計画の内容について別途定める研修計画承認委員会を開催し、審査する。審査の結果、第6の1の要件及び別表4を満たし、資金を交付して研修の実施を支援する必要があると認めた場合は、予算の範囲内で研修計画を承認する。審査の結果は、研修計画の承認通知（別紙様式第3－1号）、又は研修計画の不承認通知（別紙様式第3－2号）により申請した者に通知する。
- (3) (2)の審査に当たっては、別途知事が定める方法により、関係者で面接等を行うものとする。
- (4) 知事は、第16の1の(8)のアの研修実施申請書の提出を受けたときは、予算の範囲内で資金を交付することができるものとする。
- (5) 知事は、(4)により資金の交付を受けた者については、第12の1の(1)から(3)まで、第14の1、第15の1、第16の1の(1)から(7)まで、第17の1の(1)、2の(1)、第18の1及び第20の2の(1)の規定にかかわらず、就農準備支援事業の第12の2の(1)から(3)まで、第14の2、第15の2、第16の2の(1)から(7)まで、第17の1の(2)、2の(2)、第18の2及び第20の2の(2)の規定に基づき手続を行うこととする。

2 就農準備支援事業

- (1) 交付を受けようとする者は、研修計画（別紙様式第2－1－2号）を作成し、知事が別途定める提出期限までに校長に承認申請する。校長は、申請された研修計画を速やかに知事に報告する。
- (2) 知事は、(1)の承認申請があった場合は、研修計画の内容について別途定める研修計画承認委員会を開催し、審査する。審査の結果、第6の2の要件及び別表4を満たし、資金を交付して研修の実施を支援する必要があると認めた場合は、予算の範囲内で研修計画を承認する。審査の結果は、研修計画の承認通知（別紙様式第3－1号）、又は研修計画の不承認通知（別紙様式第3－2号）により申請した者に通知する。
- (3) (2)の審査に当たっては、別途知事が定める方法により、関係者で面接等を行うものとする。
- (4) 知事は、第16の2の(8)のアの研修実施申請書の提出を受けたときは、予算の範囲内で資金を交付することができるものとする。
- (5) 知事は、(4)により資金の交付を受けた者については、第12の2の(1)から(3)まで、第14の2、第15の2、第16の2の(1)から(7)まで、第17の1の(2)、2の(2)、第18の2及び第20の2の(1)の規定にかかわらず、就農準備資金の第12の1の(1)から(3)まで、第14の1、第15の1、第16の1の(1)から(7)まで、第17の1の(1)、2の(1)、第18の1及び第20の2の(1)の規定に基づき手続を行うこととする。

3 経営開始資金

- (1) 交付を受けようとする者は、事前に青年等就農計画等を作成し、交付主体に承認申請する。
- (2) 交付主体は、(1)の承認申請があった場合はその内容について審査し、その結果、第6の3の要件及び別表4を満たし、経営の開始若しくは定着を支援する必要があると認めた場合は、予算の範囲内で青年等就農計画等を承認する。審査の結果は、青年等就農計画等の承認通知（別紙様式第6－1号）、又は青年等就農計画等の不承認通知（別紙様式第6－2号）により申請した者に通知するとともに、その市町村を管轄する各地域県政総合センター所長若しくは横浜川崎地区農政事務所長（以下「所長」という。）を通じて知事に報告（別紙様式第8号）する。
- (3) (2)の審査に当たっては、県農業技術センター等の関係機関や第20の2のサポート体制による面接等の実施により行うものとする。
- (4) 交付主体は、第16の3の(5)の営農実施申請書の提出を受けたときは、予算の範囲内で資金を交付することができるものとする。
- (5) 交付主体は、(4)により資金の交付を受けた者については、第12の3の(1)から(3)まで、第14の3、第15の3、第16の3の(1)から(4)まで、第17の1の(3)、2の(3)、第18の3及び第20の2の(3)の規定にかかわらず、経営開始支援事業の第12の4の(1)から(3)まで、第14の4、第15の4、第16の4の(1)から(4)まで、第17の1の(4)、2の(4)、第18の4及び第20の2の(4)の規定に基づき手続を行うこととする。

4 経営開始支援事業

- (1) 交付を受けようとする者は、事前に経営開始支援事業計画等を作成し、交付主体に承認申請する。
- (2) 交付主体は、(1)の承認申請があった場合はその内容について審査し、その結果、第6

の4の要件及び別表4を満たし、経営の開始若しくは定着を支援する必要があると認めた場合は、予算の範囲内で経営開始支援事業計画等を承認する。審査の結果は、経営開始支援事業計画等の承認通知（別紙様式第6-1号）、又は経営開始支援事業計画等の不承認通知（別紙様式第6-2号）により申請した者に通知するとともに、その市町村を管轄する各地域県政総合センター所長若しくは横浜川崎地区農政事務所長（以下「所長」という。）を通じて知事に報告（別紙様式第8号）する。

- (3) (2)の審査に当たっては、県農業技術センター等の関係機関や第20の2のサポート体制による面接等の実施により行うものとする。
- (4) 交付主体は、第16の4の(5)の営農実施申請書の提出を受けたときは、予算の範囲内で資金を交付することができるものとする。
- (5) 交付主体は、(4)により資金の交付を受けた者については、第12の4の(1)から(3)まで、第14の4、第15の4、第16の4の(1)から(4)まで、第17の1の(4)、2の(4)、第18の4及び第20の2の(4)の規定にかかわらず、経営開始資金の第12の3の(1)から(3)まで、第14の3、第15の3、第16の3の(1)から(4)まで、第17の1の(3)、2の(3)、第18の3及び第20の2の(3)の規定に基づき手続を行うこととする。

5 経営発展支援事業

- (1) 助成を受けようとする者又は法人は、経営発展支援事業計画等を作成し、事業実施主体に承認申請する。
- (2) 交付主体は、(1)の承認申請があった場合には、内容について審査し、第11の3の(2)により県に承認を受けた市町村経営発展支援事業計画（別紙様式1-2-1）に基づくものと認められる場合は承認する。審査の結果は、経営発展支援事業計画等の承認通知（別紙様式第7-1号）、又は経営発展支援事業計画等の不承認通知（別紙様式第7-2号）により申請した者又は法人に通知するとともに、その市町村を管轄する所長を通じて知事に報告（別紙様式第9号）する。

6 初期投資促進事業

- (1) 助成を受けようとする者又は法人は、初期投資促進事業計画等を作成し、事業実施主体に承認申請する。
- (2) 交付主体は、(1)の承認申請があった場合には、内容について審査し、第11の4の(2)により県に承認を受けた市町村初期投資促進事業計画（別紙様式1-2-2）に基づくものと認められる場合は承認する。審査の結果は、初期投資促進事業計画等の承認通知（別紙様式第7-1号）、又は初期投資促進事業計画等の不承認通知（別紙様式第7-2号）により申請した者に通知するとともに、その市町村を管轄する所長を通じて知事に報告（別紙様式第9号）する。

第13 事業の着手

- 1 事業の実施については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第6条第1項の交付決定後に実施した取組を対象とするものとする。
- 2 やむを得ない事情により、交付決定前に実施する必要がある場合は、第11の1、2、3及び4の事業計画の承認後、その理由を具体的に明記した交付決定前着手届（別紙様式第34号）を、所長を通じて知事に報告するものとする。

なお、交付決定までのあらゆる損失等は交付主体の責任とすることを了知の上行うものとする。

第14 計画の変更等の承認

1 就農準備資金

- (1) 第12の1の(2)の承認を受けた者は、計画を変更する場合、計画の変更を第12の手続に準じて校長に承認申請（別紙様式第2-2-1号）する。
- (2) 研修期間の変更を要しない研修内容の追加、月ごとの研修内容の順番の入替え等の軽微な変更の場合は除くものとする。
- (3) 知事は、計画の変更申請があった場合は、第12の手続に準じて、審査し承認する。

2 就農準備支援事業

- (1) 第12の2の(2)の承認を受けた者は、計画を変更する場合、計画の変更を第12の手続に準じて校長に承認申請（別紙様式第2-2-2号）する。
- (2) 研修期間の変更を要しない研修内容の追加、月ごとの研修内容の順番の入替え等の軽微な変更の場合は除くものとする。
- (3) 知事は、計画の変更申請があった場合は、第12の手続に準じて、審査し承認する。

3 経営開始資金

- (1) 第12の3の(2)の承認を受けた者は、青年等就農計画等を変更する場合は、計画の変更を第12の手続に準じて交付主体に申請する。
- (2) 追加の設備投資を要しない程度の経営面積の拡大や品目ごとの経営面積の増減等の軽微な変更の場合は除くものとする。
- (3) 交付主体は、青年等就農計画等の変更申請があった場合は、第12の手続に準じて、審査し承認する。

4 経営開始支援事業

- (1) 第12の4の(2)の承認を受けた者は、経営開始支援事業計画等を変更する場合は、計画の変更を第12の手続に準じて交付主体に申請する。
- (2) 追加の設備投資を要しない程度の経営面積の拡大や品目ごとの経営面積の増減等の軽微な変更の場合は除くものとする。
- (3) 交付主体は、経営開始支援事業計画等の変更申請があった場合は、第12の手続に準じて、審査し承認する。

5 経営発展支援事業

- (1) 第12の5の(2)の承認を受けた者は、経営発展支援事業計画等に記載された取組を変更し、中止し、又は廃止する場合は、第12の手続に準じて、交付主体に計画の変更を承認申請する。
- (2) 交付主体は、経営発展支援事業計画等の変更申請があった場合は、第12の手続に準じて、審査し承認する。

6 初期投資促進事業

- (1) 第12の6の(2)の承認を受けた者は、初期投資促進事業計画等に記載された取組を変更し、中止し、又は廃止する場合は、第12の手続に準じて、交付主体に計画の変更を承認申請する。

- (2) 交付主体は、初期投資促進事業計画等の変更申請があった場合は、第12の手続に準じて、審査し承認する。

第15 資金交付の手続

1 就農準備資金

- (1) 第12又は14の承認を受けた者若しくは第12の研修実施申請書を提出した者は、神奈川県農業人材力強化総合支援事業補助金交付要綱第5条の規定に基づき、校長に交付申請書を提出する。なお、交付期間ごとの申請書提出期限は知事が別に定める。
- (2) 交付の申請は1か月分から1年分までの間で知事が定める単位として行い、原則として申請する資金の対象期間の最初の日から1年以内に行うものとする。
- (3) 校長は、提出された交付申請書の内容を確認の上、申請内容を適当と認めた場合は、申請者に資金を交付し、知事にその内容を報告する。
- (4) 交付対象者の就農地が既に県外に決まっている場合、神奈川県と就農予定地の都道府県の交付主体が調整の上、就農予定地の都道府県の交付主体から資金を交付することができる。

2 就農準備支援事業

- (1) 第12又は14の承認を受けた者若しくは第12の研修実施申請書を提出した者は、神奈川県農業人材力強化総合支援事業補助金交付要綱第5条の規定に基づき、校長に交付申請書を提出する。なお、交付期間ごとの申請書提出期限は知事が別に定める。
- (2) 交付の申請は1か月分から1年分までの間で知事が定める単位として行い、原則として申請する資金の対象期間の最初の日から1年以内に行うものとする。
- (3) 校長は、提出された交付申請書の内容を確認の上、申請内容を適当と認めた場合は、申請者に資金を交付し、知事にその内容を報告する。
- (4) 交付対象者の就農地が既に県外に決まっている場合、神奈川県と就農予定地の都道府県の交付主体が調整の上、就農予定地の都道府県の交付主体から資金を交付することができる。

3 経営開始資金

- (1) 第12又は14の承認を受けた者若しくは第12の営農実施申請書を提出した者は、交付主体に対し交付を申請（別紙様式第10号）する。
- (2) 交付の申請は1か月分から1年分までの間で交付主体が定める単位として行い、原則として、申請する資金の対象期間の最初の日から1年以内に行うものとする。また、申請の対象は、令和5年4月以降の農業経営とする。
- (3) 資金の交付申請を受けた交付主体は、申請の内容が適当であると認めた場合は資金を交付する。青年等就農計画等の承認後、速やかに資金の交付を行うものとする。資金の交付は、1か月から1年分までの間で交付主体が定める単位で資金を交付することができるものとする。
- (4) 目標地図又は人・農地プランの策定市町村と交付を希望する者の居住市町村が異なる場合は、両市町村で調整の上、居住する市町村から交付することができる。

4 経営開始支援事業

- (1) 第12又は14の承認を受けた者若しくは第12の営農実施申請書を提出した者は、交付

主体に対し交付を申請（別紙様式第10号）する。

- (2) 交付の申請は1か月分から1年分までの間で交付主体が定める単位として行い、原則として、申請する資金の対象期間の最初の日から1年以内に行うものとする。また、申請の対象は、令和5年4月以降の農業経営とする。
- (3) 資金の交付申請を受けた交付主体は、申請の内容が適当であると認めた場合は資金を交付する。経営開始支援事業計画等の承認後、速やかに資金の交付を行うものとする。資金の交付は、1か月から1年分までの間で交付主体が定める単位で資金を交付することができるものとする。
- (4) 目標地図又は人・農地プランの策定市町村と交付を希望する者の居住市町村が異なる場合は、両市町村で調整の上、居住する市町村から交付することができる。

5 経営発展支援事業

- (1) 第12又は14の承認を受けた者又は法人は、交付申請書（別紙様式第11号）を作成し、交付主体に助成金の交付を申請する。
- (2) 交付申請を受けた交付主体は、申請の内容を審査し、申請の内容が適当であると認めた場合は交付を決定する。

また、第16の5の(1)に基づく実績報告を受けた交付主体は、報告の内容が適当であると認めた場合は助成金を交付する。

- (3) 目標地図又は人・農地プランの策定市町村と交付を希望する者の居住市町村が異なる場合は、両市町村で調整の上、居住する市町村から交付することができる。

6 初期投資促進事業

- (1) 第12又は14の承認を受けた者又は法人は、交付申請書（別紙様式第11号）を作成し、交付主体に助成金の交付を申請する。
- (2) 交付申請を受けた交付主体は、申請の内容を審査し、申請の内容が適当であると認めた場合は交付を決定する。

また、第16の6の(1)に基づく実績報告を受けた交付主体は、報告の内容が適当であると認めた場合は助成金を交付する。

- (3) 目標地図又は人・農地プランの策定市町村と交付を希望する者の居住市町村が異なる場合は、両市町村で調整の上、居住する市町村から交付することができる。

第16 状況報告及び確認

1 就農準備資金

- (1) 研修状況報告

ア 交付対象者は、研修状況報告書（別紙様式第13-1号）又は（別紙様式第13-2号）を校長に提出する。提出は半年ごととし、半年経過後、1か月以内に行う。校長は、提出された報告書をとりまとめ、知事に報告する。

イ 研修状況報告を受けた校長及び知事は、研修機関や県農業技術センター等関係機関と協力し、別表4を満たしているかどうか研修の実施状況を確認し、適切な指導を行う。また、必要に応じて研修機関や県農業技術センター等と連携して経営に係る研修等の適切な指導を行う。

ウ 確認は、研修状況確認チェックリスト（別紙様式第14号）を使い、次の方法により

行う。

なお、研修終了後直ちに交付対象者が転居する場合等であって、研修状況報告を受けてからでは交付対象者への面談の実施が困難なときは、研修状況報告を受ける前に交付対象者への面談を実施することができることとする。

(ア) 交付対象者への面談

- a 研修に対する取組状況
- b 技術の習得状況
- c 就農に向けた準備状況

(イ) 指導者への面談

- a 研修に対する取組状況
- b 技術の習得状況
- c 就農に向けた準備状況

(ウ) 書類確認

- a 成績表（成績表が発行されている場合）
- b 出席状況
- c 研修時間及び休憩時間

(2) 就農状況報告

ア 交付対象者は、研修終了後 6 年間、毎年 7 月末及び 1 月末までにその直前の 6 か月間の就農状況報告（（別紙様式第 15-1 号）、（別紙様式第 15-2 号）又は（別紙様式第 15-3 号））を校長に提出する。校長は、提出された報告書をとりまとめ、知事に報告する。

イ 校長及び知事は、就農状況報告の提出のあった交付対象者の就農状況を、交付対象者が就農するまでの期間及び就農後、就農準備資金交付期間の 1.5 倍又は 2 年間のいずれか長い期間、半年ごとに確認する。ただし、第 6 の 1 の(5)に掲げる親元就農をする場合は、農業経営を継承したという就農状況報告の提出があった時点においても、その状況を確認する。

確認は次のとおり行うこととし、他の都道府県に就農した者については、その都道府県と協力し、確認する。

なお、校長及び知事は、交付対象者が第 6 の 1 の(5)の親元就農後に独立・自営就農し農業経営改善計画又は青年等就農計画の認定を就農状況報告の提出期間後に受ける場合にあっては、認定の状況について市町村に確認する。

(ア) 経営開始資金の交付対象者

3 の(1)のイによる確認結果について、全国データベースに照会する。

(イ) 農の雇用事業等の研修生となっている者

農の雇用事業又は就職氷河期世代雇用就農者実践研修支援事業（以下「農の雇用事業等」という。）による確認結果について、それぞれの事業実施主体に照会する。

(ウ) (ア)又は(イ)以外の者

校長及び知事は、農業技術センター等に照会して確認する。

(3) 就農遅延報告

交付対象者は、やむを得ない理由により研修終了後 1 年以内に、独立・自営就農、雇用

就農又は親元就農が困難な場合は、校長に就農遅延届（別紙様式第16号）を提出する。校長は、交付対象者から就農遅延届の提出があり、その内容がやむを得ないと認められる場合、就農の遅延を承認する。なお、就農遅延期間は研修終了後から原則2年以内とする。また、校長は、就農遅延届の提出があった交付対象者の就農に向けた取組状況を適宜確認し、早期就農に向けたフォローアップを行う。

(4) 就農報告

交付対象者は、研修終了後、独立・自営就農、雇用就農又は親元就農した場合、就農1か月以内に就農届（別紙様式第17-1号）を校長に提出する。校長は、当該交付対象者が独立・自営就農、雇用就農又は親元就農した市町村を所管する所長に情報を提供するとともに、知事に報告する。なお、校長は、独立・自営就農する交付対象者から就農報告の提出があった場合、農地の権利設定がなされているか確認する。

(5) 就農中断報告

交付対象者は、研修終了後の就農継続期間中にやむを得ない理由により就農を中断する場合は、中断後1か月以内までに校長に就農中断届（別紙様式第18号）を提出する。校長は、交付対象者から研修終了後の就農継続期間中に就農中断届の提出があり、その内容がやむを得ないと認められる場合、就農の中断を承認する。なお、就農中断期間は就農を中断した日から原則1年以内とし、就農を再開する場合は就農再開届（別紙様式第19号）を提出する。また、校長は、就農中断届の提出のあった交付対象者の就農再開に向けた取組状況を適宜確認し、早期就農再開に向けたフォローアップを行う。

(6) 住所等変更報告

交付対象者は、交付期間内及び交付期間終了後6年間に氏名、居住地、電話番号等を変更した場合は、変更後1か月以内に住所等変更届（別紙様式第20号）を校長に提出する。校長は、その状況を知事に報告する。

(7) 離農報告

交付対象者は、交付期間終了後6年の間に離農した場合は、離農後1か月以内に離農届（別紙様式第33号）を校長に提出する。校長は、その状況を知事に報告する。

(8) その他

- ア 第6の1の(9)に該当する者は、研修実施申請書（別紙様式第35-1号）を作成し、交付主体に提出することができる。
- イ アの規定により、研修実施申請書を提出し、第12の1の(4)により資金の交付を受けた者については、原則、(1)から(7)までの規定にかかわらず、2の(1)から(7)までの規定に基づき手続を行うこととする。

2 就農準備支援事業

(1) 研修状況報告

ア 交付対象者は、研修状況報告書（別紙様式第13-1号）又は（別紙様式第13-2号）を校長に提出する。提出は半年ごととし、半年経過後、1か月以内に行う。校長は、提出された報告書をとりまとめ、知事に報告する。

イ 研修状況報告を受けた校長及び知事は、研修機関や県農業技術センター等関係機関と協力し、別表4を満たしているかどうか研修の実施状況を確認し、適切な指導を行

う。また、必要に応じて研修機関や県農業技術センター等と連携して経営に係る研修等の適切な指導を行う。

ウ 確認は、研修状況確認チェックリスト（別紙様式第14号）を使い、次の方法により行う。

なお、研修終了後直ちに交付対象者が転居する場合等であって、研修状況報告を受けてからでは交付対象者への面談の実施が困難なときは、研修状況報告を受ける前に交付対象者への面談を実施することができるとしている。

(ア) 交付対象者への面談

- a 研修に対する取組状況
- b 技術の習得状況
- c 就農に向けた準備状況

(イ) 指導者への面談

- a 研修に対する取組状況
- b 技術の習得状況
- c 就農に向けた準備状況

(ウ) 書類確認

- a 成績表（成績表が発行されている場合）
- b 出席状況
- c 研修時間及び休憩時間

(2) 就農状況報告

ア 交付対象者は、研修終了後6年間、毎年7月末及び1月末までにその直前の6か月間の就農状況報告（（別紙様式第15-1号）、（別紙様式第15-2号）又は（別紙様式第15-3号））を校長に提出する。校長は、提出された報告書をとりまとめ、知事に報告する。

イ 校長及び知事は、就農状況報告の提出のあった交付対象者の就農状況を、交付対象者が就農するまでの期間及び就農後、資金交付期間の1.5倍又は2年間のいずれか長い期間、半年ごとに確認する。ただし、第6の2の(5)に掲げる親元就農をする場合は、農業経営を継承したという就農状況報告の提出があった時点においても、その状況を確認する。

確認は次のとおり行うこととし、他の都道府県に就農した者については、その都道府県と協力し、確認する。

なお、校長及び知事は、交付対象者が第6の2の(5)の親元就農後に独立・自営就農し農業経営改善計画又は青年等就農計画の認定を就農状況報告の提出期間後に受ける場合にあっては、認定の状況について市町村に確認する。

(ア) 経営開始資金の交付対象者

3の(1)のイによる確認結果について、全国データベースに照会する。

(イ) 農の雇用事業等の研修生となっている者

農の雇用事業等による確認結果について、それぞれの事業実施主体に照会する。

(ウ) (ア)又は(イ)以外の者

校長及び知事は、農業技術センター等に照会して確認する。

(3) 就農遅延報告

交付対象者は、やむを得ない理由により研修終了後1年以内に、独立・自営就農、雇用就農又は親元就農が困難な場合は、校長に就農遅延届（別紙様式第16号）を提出する。校長は、交付対象者から就農遅延届の提出があり、その内容がやむを得ないと認められる場合、就農の遅延を承認する。なお、就農遅延期間は研修終了後から原則2年以内とする。また、校長は、就農遅延届の提出があった交付対象者の就農に向けた取組状況を適宜確認し、早期就農に向けたフォローアップを行う。

(4) 就農報告

交付対象者は、研修終了後、独立・自営就農、雇用就農又は親元就農した場合、就農1か月以内に就農届（別紙様式第17-1号）を校長に提出する。校長は、当該交付対象者が独立・自営就農、雇用就農又は親元就農した市町村を所管する所長に情報を提供するとともに、知事に報告する。なお、校長は、独立・自営就農する交付対象者から就農報告の提出があった場合、農地の権利設定がなされているか確認する。

(5) 就農中断報告

交付対象者は、研修終了後の就農継続期間中にやむを得ない理由により就農を中断する場合は、中断後1か月以内までに校長に就農中断届（別紙様式第18号）を提出する。校長は、交付対象者から研修終了後の就農継続期間中に就農中断届の提出があり、その内容がやむを得ないと認められる場合、就農の中断を承認する。なお、就農中断期間は就農を中断した日から原則1年以内とし、就農を再開する場合は就農再開届（別紙様式第19号）を提出する。また、校長は、就農中断届の提出のあった交付対象者の就農再開に向けた取組状況を適宜確認し、早期就農再開に向けたフォローアップを行う。

(6) 住所等変更報告

交付対象者は、交付期間内及び交付期間終了後6年間に氏名、居住地、電話番号等を変更した場合は、変更後1か月以内に住所等変更届（別紙様式第20号）を校長に提出する。校長は、その状況を知事に報告する。

(7) 離農報告

交付対象者は、交付期間終了後6年の間に離農した場合は、離農後1か月以内に離農届（別紙様式第33号）を校長に提出する。校長は、その状況を知事に報告する。

(8) その他

ア 第6の2の(9)に該当する者は、研修実施申請書（別紙様式第35-2号）を作成し、交付主体に提出することができる。

イ アの規定により、研修実施申請書を提出し、第12の2の(4)により資金の交付を受けた者については、原則、(1)から(7)までの規定にかかわらず、1の(1)から(7)までの規定に基づき手続を行うこととする。

3 経営開始資金

(1) 就農状況報告

ア 交付対象者は、交付期間中、毎年7月末及び1月末までにその直前の6か月の就農状況報告（別紙様式第15-1号）を交付主体に提出する。

また、交付期間終了後5年間（(3)の手続を行い、就農を中断した場合は、就農中断

期間を除いて5年間とする。以下同じ。)、毎年7月末及び1月末までにその直近6か月の作業日誌(別紙様式第15-1-1号)を交付主体に提出する。

さらに、交付対象者は、毎年1回、就農状況報告の際(原則、毎年1月末までの報告時)に、別紙様式第15-1-2号の環境負荷低減のチェックシートに記載された各取組について、前回のチェックシートの提出以降に実施した旨をチェックした上で、当該チェックシートを交付主体に提出する。

イ 就農状況報告を受けた交付主体は、第20の2のサポートチームと協力し、別表4を満たしているかどうか実施状況を確認し、必要に応じて、サポートチームと連携して適切な助言及び指導を行うものとする。なお、就農状況報告の確認、助言及び指導は、就農状況確認チェックリスト(別紙様式第21-1号)を用いて、交付対象者の状況に応じた効果的な方法で実施するものとする。

また、交付主体は、就農状況報告の確認に加え、サポートチームと協力して交付対象者の経営状況の把握に努めることとし、交付期間中、必ず年1回は、次の(ア)から(ウ)までの方法により、就農状況確認チェックリストを用いて、交付対象者の経営状況と課題を交付対象者とともに確認し、青年等就農計画の達成に向けて経営改善等が必要な場合は、適切な助言及び指導を行うものとする。

(ア) 交付対象者への面談

- a 営農に対する取組状況
- b 栽培・経営管理状況
- c 青年等就農計画等達成に向けた取組状況
- d 労働環境等に対する取組状況

(イ) 圃場確認

- a 耕作すべき農地が遊休化されていないか
- b 農作物を適切に生産しているか

(ウ) 書類確認

- a 作業日誌
- b 帳簿
- c 農地の権利設定の状況が確認できる書類(農地基本台帳、農地法第3条の許可を受けた使用貸借、賃貸借若しくは売買契約書、令和4年改正法附則第5条に基づく公告があった農用地利用集積計画、令和4年改正附則第9条に基づく公告があつた農用地利用配分計画、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条に基づく公告があつた農用地利用集積等促進計画、都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条第1項の規定に基づく事業計画又は特定作業受委託契約書のうち該当する箇所のいずれかの書類の写し。以下同じ)

ウ 交付主体は、イの確認結果を所長等を通じて知事に報告する。(別紙様式第22号)

(2) 住所等変更報告

交付対象者は、交付期間内及び交付期間終了後5年間に氏名、居住地、電話番号等を変更した場合は、変更後1か月以内に住所等変更届(別紙様式第20号)を交付主体に提出する。交付主体は、その状況を所長等を通じて知事に報告する。

(3) 就農中断報告

ア 交付対象者は、交付終了後の就農継続期間中にやむを得ない理由により就農を中断する場合は、中断後1か月以内までに交付主体に就農中断届（別紙様式第18号）を提出する。なお、就農中断期間は就農を中断した日から原則1年以内とし、就農を再開する場合は就農再開届（別紙様式第19号）を提出する。

イ 交付主体は、交付対象者から交付終了後の就農継続期間中に就農中断届の提出があり、その内容がやむを得ないと認められる場合、就農の中止を承認する。なお、就農中断期間は就農を中断した日から原則1年以内とする。また、交付主体は就農中断届の提出のあった交付対象者の就農再開に向けた取組状況を適宜確認し、就農再開に向けたフォローアップを行う。

(4) 離農報告

交付対象者は、交付期間終了後5年の間に農業経営を中止し、離農した場合は、離農後1か月以内に離農届（別紙様式第33号）を交付主体に提出する。

(5) その他

ア 第6の4の(16)に該当する者は、営農実施申請書（別紙様式第36-1号）を作成し、交付主体に提出することができる。

イ アの規定により、営農実施申請書を提出し、第12の3の(4)により資金の交付を受けた者については、原則、(1)から(4)までの規定にかかわらず、経営開始支援事業の4の(1)から(4)までの規定に基づき手続を行うこととする。

4 経営開始支援事業

(1) 就農状況報告

ア 交付対象者は、交付期間中、毎年7月末及び1月末までにその直前の6か月の就農状況報告（別紙様式第15-1号）を交付主体に提出する。

また、交付期間終了後5年間（(3)の手続を行い、就農を中断した場合は、就農中断期間を除いて5年間とする。以下同じ。）、毎年7月末及び1月末までにその直近6か月の作業日誌（別紙様式第15-1-1号）を交付主体に提出する。

さらに、交付対象者は、毎年1回、就農状況報告の際（原則、毎年1月末までの報告時）に、別紙様式第15-1-2号の環境負荷低減のチェックシートに記載された各取組について、前回のチェックシートの提出以降に実施した旨をチェックした上で、当該チェックシートを交付主体に提出する。

イ 就農状況報告を受けた交付主体は、第20の2のサポートチームと協力し、別表4を満たしているかどうか実施状況を確認し、必要に応じて、サポートチームと連携して適切な助言及び指導を行うものとする。なお、就農状況報告の確認、助言及び指導は、就農状況確認チェックリスト（別紙様式第21-1号）を用いて、交付対象者の状況に応じた効果的な方法で実施するものとする。

また、交付主体は、就農状況報告の確認に加え、サポートチームと協力して交付対象者の経営状況の把握に努めることとし、交付期間中、必ず年1回は、次の(ア)から(ウ)までの方法により、就農状況確認チェックリストを用いて、交付対象者の経営状況と課題を交付対象者とともに確認し、青年等就農計画の達成に向けて経営改善等が必要な場合は、適切な助言及び指導を行うものとする。

- (ア) 交付対象者への面談
 - a 営農に対する取組状況
 - b 栽培・経営管理状況
 - c 経営開始支援事業計画等達成に向けた取組状況
 - d 労働環境等に対する取組状況
- (イ) 地場確認
 - a 耕作すべき農地が遊休化されていないか
 - b 農作物を適切に生産しているか
- (ウ) 書類確認
 - a 作業日誌
 - b 帳簿
 - c 農地の権利設定の状況が確認できる書類

ウ 交付主体は、イの確認結果を所長等を通じて知事に報告する。（別紙様式第22号）

(2) 住所等変更報告

交付対象者は、交付期間内及び交付期間終了後5年間に氏名、居住地、電話番号等を変更した場合は、変更後1か月以内に住所等変更届（別紙様式第20号）を交付主体に提出する。交付主体は、その状況を所長等を通じて知事に報告する。

(3) 就農中断報告

ア 交付対象者は、交付終了後の就農継続期間中にやむを得ない理由により就農を中断する場合は、中断後1か月以内までに交付主体に就農中断届（別紙様式第18号）を提出する。なお、就農中断期間は就農を中断した日から原則1年以内とし、就農を再開する場合は就農再開届（別紙様式第19号）を提出する。

イ 交付主体は、交付対象者から交付終了後の就農継続期間中に就農中断届の提出があり、その内容がやむを得ないと認められる場合、就農の中断を承認する。なお、就農中断期間は就農を中断した日から原則1年以内とする。また、交付主体は就農中断届の提出のあった交付対象者の就農再開に向けた取組状況を適宜確認し、就農再開に向けたフォローアップを行う。

(4) 離農報告

交付対象者は、交付期間終了後5年の間に農業経営を中止し、離農した場合は、離農後1か月以内に離農届（別紙様式第33号）を交付主体に提出する。

(5) その他

ア 第6の4の(16)に該当する者は、営農実施申請書（別紙様式第36-2号）を作成し、交付主体に提出することができる。

イ アの規定により、営農実施申請書を提出し、第12の4の(4)により資金の交付を受けた者については、原則、(1)から(4)までの規定にかかわらず、経営開始資金の3の(1)から(4)までの規定に基づき手続を行うこととする。

5 経営発展支援事業

(1) 実績報告

交付対象者は、経営発展支援事業計画等に記載された取組を完了したときは、実績報

告兼助成金支払請求書（別紙様式第12号）を作成し、交付主体に報告する。

(2) 就農状況報告

ア 交付対象者は、事業実施の翌年度から経営発展支援事業計画等に定めた目標年度の翌年度まで、毎年7月末及び1月末までにその直前の6か月（実績報告後1回目の報告においては、実績報告後又は就農後からの期間）の就農状況報告（別紙様式第15-4号）を交付主体に提出する。

また、交付対象者は、毎年1回、就農状況報告の際（原則、毎年1月末までの報告時）に、別紙様式第15-1-2号の環境負荷低減のチェックシートに記載された各取組について、前回のチェックシートの提出以降（実績報告後1回目の報告においては、実績報告後又は就農後からの期間）に実施した旨をチェックした上で、当該チェックシートを取組主体に提出する。

イ 就農状況報告を受けた交付主体は、第20の2のサポートチームと協力して交付対象者の経営状況の把握に努めることとし、事業実施の翌年度から2年間、必ず年1回は、次の（ア）から（ウ）までの方法により、就農状況確認チェックリスト（別紙様式第21-1号）を用いて、交付対象者の経営状況と課題を交付対象者とともに確認し、青年等就農計画の達成に向けて経営改善等が必要な場合は、適切な助言及び指導を行うものとする。

（ア）交付対象者への面談

- a 営農に対する取組状況
- b 栽培・経営管理状況
- c 経営発展支援事業計画等達成に向けた取組状況
- d 労働環境等に対する取組状況

（イ）圃場確認

- a 耕作すべき農地が遊休化されていないか
- b 農作物を適切に生産しているか

（ウ）書類確認

- a 作業日誌
- b 帳簿
- c 農地の権利設定の状況が確認できる書類

ウ その他

3の(1)による確認を行った場合は、ア及びイについて、行ったものとみなすことができる。

エ 交付主体は、イの確認結果を所長等を通じて知事に報告する（別紙様式第22号）。ただし、3の(1)又は4の(1)による報告を行った場合は、省略することができる。

(3) 住所等変更報告

交付対象者は、経営発展支援事業計画等に定めた目標年度までに氏名、居住地や電話番号等を変更した場合は、変更後1か月以内に住所等変更届（別紙様式第20号）を交付主体に提出する。ただし、3の(2)又は4の(2)により住所等変更届を提出している場合は、本報告を行ったものとみなすことができる。交付主体は、その状況を所長等を通じて知事に報告する。

(4) 就農報告

交付対象者は、実績報告後に就農する場合は、就農後1か月以内に就農届（別紙様式第17-2号）を事業実施主体に提出する。ただし、1の(4)又は2の(4)の報告を提出した場合は、当該報告をもって提出したものと見なすことができる。

(5) その他

交付対象者は、予定の期間内に事業が完了しない場合、事業の遂行が困難となった場合又は本事業により導入した機械・施設等の耐用年数が残存する間に使用が困難となった場合は、その旨を交付主体に速やかに報告する。

6 初期投資促進事業

(1) 実績報告

交付対象者は、初期投資促進事業計画等に記載された取組を完了したときは、実績報告兼助成金支払請求書（別紙様式第12号）を作成し、交付主体に報告する。

(2) 就農状況報告

ア 交付対象者は、事業実施の翌年度から初期投資促進事業計画等に定めた目標年度の翌年度まで、毎年7月末及び1月末までにその直前の6か月（実績報告後1回目の報告においては、実績報告後又は就農後からの期間）の就農状況報告（別紙様式第15-4号）を交付主体に提出する。

また、交付対象者は、毎年1回、就農状況報告の際（原則、毎年1月末までの報告時）に、別紙様式第15-1-2号の環境負荷低減のチェックシートに記載された各取組について、前回のチェックシートの提出以降（実績報告後1回目の報告においては、実績報告後又は就農後からの期間）に実施した旨をチェックした上で、当該チェックシートを取組主体に提出する。

イ 就農状況報告を受けた交付主体は、第20の2のサポートチームと協力して交付対象者の経営状況の把握に努めることとし、事業実施の翌年度から2年間、必ず年1回は、次の(ア)から(ウ)までの方法により、就農状況確認チェックリスト（別紙様式第21-1号）を用いて、交付対象者の経営状況と課題を交付対象者とともに確認し、青年等就農計画の達成に向けて経営改善等が必要な場合は、適切な助言及び指導を行うものとする。

(ア) 交付対象者への面談

- a 営農に対する取組状況
- b 栽培・経営管理状況
- c 初期投資促進事業計画等達成に向けた取組状況
- d 労働環境等に対する取組状況

(イ) 地場確認

- a 耕作すべき農地が遊休化されていないか
- b 農作物を適切に生産しているか

(ウ) 書類確認

- a 作業日誌
- b 帳簿

c 農地の権利設定の状況が確認できる書類

ウ その他

　　3の(1)による確認を行った場合は、ア及びイについて、行ったものとみなすことができる。

エ 交付主体は、イの確認結果を所長等を通じて知事に報告する（別紙様式第22号）。

ただし、3の(1)又は4の(1)による報告を行った場合は、省略することができる。

(3) 住所等変更報告

交付対象者は、初期投資促進事業計画等に定めた目標年度までに氏名、居住地や電話番号等を変更した場合は、変更後1か月以内に住所等変更届（別紙様式第20号）を交付主体に提出する。ただし、3の(2)又は4の(2)により住所等変更届を提出している場合は、本報告を行ったものとみなすことができる。交付主体は、その状況を所長等を通じて知事に報告する。

(4) 就農報告

交付対象者は、実績報告後に就農する場合は、就農後1か月以内に就農届（別紙様式第17-2号）を事業実施主体に提出する。ただし、1の(4)又は2の(4)の報告を提出した場合は、当該報告をもって提出したものと見なすことができる。

(5) その他

交付対象者は、予定の期間内に事業が完了しない場合、事業の遂行が困難となった場合又は本事業により導入した機械・施設等の耐用年数が残存する間に使用が困難となった場合は、その旨を交付主体に速やかに報告する。

第17 交付の停止等

1 要件

(1) 就農準備資金

校長は、交付対象者が次に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、交付を停止する。

ア 第6の1の要件を満たさなくなった場合

イ 研修を途中で中止した場合

ウ 研修を途中で休止した場合

エ 第16の1の(1)のアの研修状況報告を定められた期間内に行わなかった場合

オ 第16の1の(1)のイの研修実施状況の現地確認等により、別表4を満たさない等、適切な研修を行っていないと知事が判断した場合（例：研修を行っていない場合、生産技術等を習得する努力をしていない場合など）

カ 新規就農者育成総合対策実施要綱の別記2の第10の3に定める国が実施する報告の徴収又は立入調査に協力しない場合

(2) 就農準備支援事業

校長は、交付対象者が次に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、交付を停止する。

ア 第6の2の要件を満たさなくなった場合

イ 研修を途中で中止した場合

ウ 研修を途中で休止した場合

エ 第16の2の(1)のアの研修状況報告を定められた期間内に行わなかった場合

オ 第 16 の 2 の(1)のイの研修実施状況の現地確認等により、別表 4 を満たさない等、適切な研修を行っていないと知事が判断した場合（例：研修を行っていない場合、生産技術等を習得する努力をしていない場合など）

カ 新規就農者確保緊急円滑化対策実施要綱の別記 1 の第 10 の 3 に定める国が実施する報告の徴収又は立入調査に協力しない場合

(3) 経営開始資金

交付主体は、交付対象者が次に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、交付を停止する。

ア 第 6 の 3 の要件を満たさなくなった場合

イ 農業経営を中止した場合

ウ 農業経営を休止した場合

エ 第 16 の 3 の(1)のアの就農状況報告を定められた期間内に行わなかった場合

オ 第 16 の 3 の(1)のイの就農状況の現地確認等により、別表 4 を満たさない等、適切な農業経営を行っていないと交付主体が判断した場合（例：青年等就農計画等の達成に必要な経営資産を縮小した場合、耕作すべき農地を遊休化した場合、農作物を適切に生産していない場合、農業生産等の従事日数が一定（年間 150 日以上かつ年間 1,200 時間）未満である場合、交付主体から改善指導を受けたにもかかわらず、改善に向けた取組を行わない場合など）

カ 新規就農者育成総合対策実施要綱の別記 2 の第 10 の 3 に定める国が実施する報告の徴収又は立入調査に協力しない場合

キ 前年の世帯全体の所得が 600 万円を超えた場合（その後、世帯全体の所得が 600 万円以下となった場合は、翌年から交付を再開することができる。）。ただし、当該所得が 600 万円を超える場合であっても、生活費の確保の観点から支援対象とすべき切実な事情があると交付主体が認める場合は、交付を可能とする。この場合、交付主体は生活費の確保の観点から支援対象とすべき切実な事情があると認めた根拠及び考え方を整理し、国から照会があった場合は提示する。

(4) 経営開始支援事業

交付主体は、交付対象者が次に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、交付を停止する。

ア 第 6 の 4 の要件を満たさなくなった場合

イ 農業経営を中止した場合

ウ 農業経営を休止した場合

エ 第 16 の 4 の(1)のアの就農状況報告を定められた期間内に行わなかった場合

オ 第 16 の 4 の(1)のイの就農状況の現地確認等により、別表 4 を満たさない等、適切な農業経営を行っていないと交付主体が判断した場合（例：経営開始支援事業計画等の達成に必要な経営資産を縮小した場合、耕作すべき農地を遊休化した場合、農作物を適切に生産していない場合、農業生産等の従事日数が一定（年間 150 日以上かつ年間 1,200 時間）未満である場合、交付主体から改善指導を受けたにもかかわらず、改善に向けた取組を行わない場合など）

カ 新規就農者確保緊急円滑化対策実施要綱の別記 1 の第 10 の 3 に定める国が実施する

報告の徵収又は立入調査に協力しない場合

キ 前年の世帯全体の所得が 600 万円を超えた場合（その後、世帯全体の所得が 600 万円以下となった場合は、翌年から交付を再開することができる。）。ただし、当該所得が 600 万円を超える場合であっても、生活費の確保の観点から支援対象とすべき切実な事情があると交付主体が認める場合は、交付を可能とする。この場合、交付主体は生活費の確保の観点から支援対象とすべき切実な事情があると認めた根拠及び考え方を整理し、国から照会があった場合は提示する。

2 交付の停止等に係る手続

(1) 就農準備資金

ア 交付対象者は、交付を中止する場合、校長に中止届（別紙様式第 23 号）を提出する。
イ 校長は、アの提出があった場合、又は 1 の(1)のア、イ、エからカのいずれかに該当する場合、資金の交付を中止し、中止届を添付の上、知事に報告（別紙様式第 24-2 号）する。

ウ 交付対象者は、病気などのやむを得ない理由により研修を休止する場合、校長に休止届（別紙様式第 25 号）を提出する。なお、休止期間は原則 1 年以内とする。

エ 校長は、交付対象者からウの提出があり、やむを得ない事情と認められる場合、知事に報告（別紙様式第 26-2 号）するとともに、資金の交付を休止する。なお、やむを得ない事情と認められない場合は、資金の交付を中止し、休止届を添付の上、知事に報告する。

オ ウの休止届を提出した交付対象者が、研修を再開する場合、研修再開届（別紙様式第 27 号）を提出する。

カ 交付対象者が妊娠・出産又は災害により研修を休止する場合は、妊娠・出産については 1 度につき最長 3 年、災害については 1 度につき最長 1 年の休止期間を設けることができる。また、その休止期間と同期間、交付期間を延長できるものとし、オの研修再開届の提出と併せて第 14 の 1 の手続きに準じて研修計画の交付期間の変更を申請する。

キ 校長は、交付対象者からオの提出があり、適切に研修することができると認められる場合、知事に報告（別紙様式第 31-2 号）するとともに、資金の交付を再開する。

ク 繼続研修

交付対象者が、就農準備資金の受給終了後、引き続き、就農に向けてより高度な技術、知識等を習得するための研修、進学等（以下「継続研修」という。）を行う場合、継続研修計画（別紙様式第 28 号）を作成し、第 12 の 1 の(1)の手続に準じて、校長に申請するとともに、継続研修開始後 1 か月以内に継続研修届（別紙様式第 29 号）を校長に提出する。継続研修は就農準備資金受給終了後、原則 1 か月以内に開始するものとし、その期間は、原則として 4 年以内とする。なお、継続研修は交付対象とはならない。

継続研修を行う場合、第 18 の 1 の(2)のイの研修終了後 1 年以内とは継続研修の終了後 1 年以内とする。また、継続研修の期間中は、第 16 の 1 のアの規定に準じて、校長に研修の実施状況の報告を行わなければならない。

継続研修計画の提出を受けた校長は、第 12 の 1 の(2)の手順に準じて承認する。ただし、この場合、「第 6 の 1 の要件」を「第 6 の 1 の(1)及び(2)の要件」と読み替えるものとする。

継続研修計画の承認を受けている場合は、承認された期間中は第 18 の 1 の(2)のイによる全額返還を免除するものとする。

(2) 就農準備支援事業

ア 交付対象者は、交付を中止する場合、校長に中止届（別紙様式第 23 号）を提出する。
イ 校長は、アの提出があった場合、又は 1 の(2)のア、イ、エからカのいずれかに該当する場合、資金の交付を中止し、中止届を添付の上、知事に報告（別紙様式第 24-2 号）する。

ウ 交付対象者は、病気などのやむを得ない理由により研修を休止する場合、校長に休止届（別紙様式第 25 号）を提出する。なお、休止期間は原則 1 年以内とする。

エ 校長は、交付対象者からウの提出があり、やむを得ない事情と認められる場合、知事に報告（別紙様式第 26-2 号）するとともに、資金の交付を休止する。なお、やむを得ない事情と認められない場合は、資金の交付を中止し、休止届を添付の上、知事に報告する。

オ ウの休止届を出した交付対象者が、研修を再開する場合、研修再開届（別紙様式第 27 号）を提出する。

カ 交付対象者が妊娠・出産又は災害により研修を休止する場合は、妊娠・出産については 1 度につき最長 3 年、災害については 1 度につき最長 1 年の休止期間を設けることができる。また、その休止期間と同期間、交付期間を延長できるものとし、オの研修再開届の提出と併せて第 14 の 2 の手続きに準じて研修計画の交付期間の変更を申請する。

キ 校長は、交付対象者からオの提出があり、適切に研修することができると認められる場合、知事に報告（別紙様式第 31-2 号）するとともに、資金の交付を再開する。

ク 継続研修

交付対象者が、資金の受給終了後、引き続き、継続研修を行う場合、継続研修計画（別紙様式第 28 号）を作成し、第 12 の 2 の(1)の手順に準じて、校長に申請するとともに、継続研修開始後 1 か月以内に継続研修届（別紙様式第 29 号）を校長に提出する。継続研修は資金受給終了後、原則 1 か月以内に開始するものとし、その期間は、原則として 4 年以内とする。なお、継続研修は交付対象とはならない。

継続研修を行う場合、第 18 の 2 の(2)のイの研修終了後 1 年以内とは継続研修の終了後 1 年以内とする。また、継続研修の期間中は、第 16 の 2 の(1)のアの規定に準じて、校長に研修の実施状況の報告を行わなければならない。

継続研修計画の提出を受けた校長は、第 12 の 2 の(2)の手順に準じて承認する。ただし、この場合、「第 6 の 2 の要件」を「第 6 の 2 の(1)及び(2)の要件」と読み替えるものとする。

継続研修計画の承認を受けている場合は、承認された期間中は第 18 の 2 の(2)のイによる全額返還を免除するものとする。

(3) 経営開始資金

- ア 交付対象者は、経営開始資金の受給を中止する場合、交付主体に中止届（別紙様式第23号）を提出する。
- イ 交付主体は、交付対象者から中止届の提出があった場合、又は第17の1の(3)のア、イ若しくは、エからキいずれかに該当する場合、資金の交付を中止し、中止届を添付の上、所長等を通じて知事に報告（別紙様式第24-1号）する。
- ウ 交付対象者は、病気などのやむを得ない理由により就農を休止する場合、交付主体に休止届（別紙様式第25号）を提出する。なお、休止期間は原則1年以内とする。
- エ 交付主体は、交付対象者からウの提出があり、やむを得ない事情と認められる場合、休止届を添付の上、所長等を通じて知事に報告（別紙様式第26-1号）するとともに、資金の交付を休止する。なお、やむを得ない事情と認められない場合、資金の交付を中止し、所長等を通じて知事に報告（別紙様式第24-1号）する。
- オ ウの休止届を提出した交付対象者が就農を再開する場合、経営再開届（別紙様式第30号）を提出する。
- カ 交付対象者が妊娠・出産又は災害により就農を休止する場合は1度の妊娠・出産又は災害につき最長3年の休止期間を設けることができる。また、その休止期間と同期間、交付期間を延長することができるものとし、オの経営再開届と合わせて第14の3の手続きに準じて青年等就農計画等の交付期間の変更を申請する。ただし、第8の3の(2)に規定する夫婦で農業経営を行う妻が妊娠・出産により就農を休止する場合を除く。
- キ 交付主体は、交付対象者からオの提出があり、適切に農業経営を行うことができると認められる場合、所長等を通じて知事に報告（別紙様式第31-1号）するとともに、資金の交付を再開する。

(4) 経営開始支援事業

- ア 交付対象者は、資金の受給を中止する場合、交付主体に中止届（別紙様式第23号）を提出する。
- イ 交付主体は、交付対象者から中止届の提出があった場合、又は第17の1の(4)のア、イ若しくは、エからキいずれかに該当する場合、資金の交付を中止し、中止届を添付の上、所長等を通じて知事に報告（別紙様式第24-1号）する。
- ウ 交付対象者は、病気などのやむを得ない理由により就農を休止する場合、交付主体に休止届（別紙様式第25号）を提出する。なお、休止期間は原則1年以内とする。
- エ 交付主体は、交付対象者からウの提出があり、やむを得ない事情と認められる場合、休止届を添付の上、所長等を通じて知事に報告（別紙様式第26-1号）するとともに、資金の交付を休止する。なお、やむを得ない事情と認められない場合、資金の交付を中止し、所長等を通じて知事に報告（別紙様式第24-1号）する。
- オ ウの休止届を提出した交付対象者が就農を再開する場合、経営再開届（別紙様式第30号）を提出する。
- カ 交付対象者が妊娠・出産又は災害により就農を休止する場合は1度の妊娠・出産又は災害につき最長3年の休止期間を設けることができる。また、その休止期間と同期間、交付期間を延長することができるものとし、オの経営再開届と合わせて第14の4の手続きに準じて経営開始支援事業計画等の交付期間の変更を申請する。ただし、第

8の4の(2)に規定する夫婦で農業経営を行う妻が妊娠・出産により就農を休止する場合を除く。

キ 交付主体は、交付対象者から才の提出があり、適切に農業経営を行うことができると認められる場合、所長等を通じて知事に報告（別紙様式第31-1号）するとともに、資金の交付を再開する。

第18 資金の返還

1 就農準備資金

次に掲げる事項に該当する場合、交付対象者は就農準備資金の一部又は全部を返還しなければならない。ただし、病気、災害等のやむを得ない事情があると知事が認めた場合（(2)のクに該当する場合は除く。）はこの限りでない。

(1) 一部返還

ア 第17の1の(1)のアからウまで及びカに掲げる要件に該当した時点が既に交付した就農準備資金の対象期間中である場合にあっては、残りの対象期間の月数分（当該要件に該当した月を含む。）の就農準備資金を月単位で返還する。

イ 第17の1の(1)のエに該当した場合、当該報告に係る対象期間の就農準備資金を返還する。

(2) 全額返還

ア 第17の1の(1)のオに該当した場合

イ 研修終了後（研修中止後及び第17の2の(1)のクの継続研修終了後を含む。以下同じ。）1年以内に、原則50歳未満で独立・自営就農、雇用就農又は親元就農しなかった場合。ただし、第16の1の(3)による手続を行い、研修終了から原則2年以内に独立・自営就農、雇用就農又は親元就農した場合を除く。

ウ 第9の1のお書きにより海外研修を実施した者が就農後5年以内に第6の1の(2)のオの(ア)の農業経営を実現できなかった場合

エ 親元就農した者が、第6の1の(5)で確約したことを実施しなかった場合

オ 独立・自営就農した者が就農後5年以内に農業経営改善計画又は青年等就農計画の認定を受けなかった場合

カ 交付期間（第16の1の(8)のアにより研修実施申請書を提出し、資金の交付を受けた者は、本事業と就農準備支援事業との合計の交付期間）の1.5倍（第9の1のお書きにより海外研修を実施した者については5年間。以下同じ。）又は2年間のいずれか長い期間継続しない場合又はその間の農業の従事日数が一定（例：年間150日かつ年間1,200時間）未満である場合。ただし、第16の1の(5)による手続を行い、就農を中断した日から原則1年内に就農を再開し、就農中断期間を除いた就農期間の合計が交付期間の1.5倍又は2年間のいずれか長い期間以上である場合を除く。

キ 就農後、交付期間（第16の1の(8)のアにより研修実施申請書を提出し、資金の交付を受けた者は、本事業と就農準備支援事業との合計の交付期間）の1.5倍又は2年間のいずれか長い期間以内（第16の1の(5)による手続きを行い、就農を中断した場合は、就農中断期間を除いた就農期間の合計が交付対象となる研修期間の1.5倍又は2年間のいずれかの長い期間以内）で、第16の1の(2)、(3)、(4)、(5)、(6)及び(7)

の報告を定められた期間内に行わなかった場合

ク 虚偽の申請等を行った場合

(3) 交付対象者は、1のただし書の病気、災害等のやむを得ない事情に該当する場合、返還免除申請書（別紙様式第32号）を校長に提出する。

(4) 校長は、知事と協議の上、交付対象者から提出された返還免除申請書の申請内容がやむを得ない事情として妥当と認められる場合、就農準備資金の返還を免除することができる。

2 就農準備支援事業

次に掲げる事項に該当する場合、交付対象者は資金の一部又は全部を返還しなければならない。ただし、病気、災害等のやむを得ない事情があると知事が認めた場合（(2)のクに該当する場合は除く。）はこの限りでない。

(1) 一部返還

ア 第17の1の(2)のアからウまで及びカに掲げる要件に該当した時点が既に交付した資金の対象期間中である場合にあっては、残りの対象期間の月数分（当該要件に該当した月を含む。）の資金を月単位で返還する。

イ 第17の1の(2)のエに該当した場合、当該報告に係る対象期間の資金を返還する。

(2) 全額返還

ア 第17の1の(2)のオに該当した場合

イ 研修終了後（研修中止後及び第17の2の(2)のクの継続研修終了後を含む。以下同じ。）1年以内に、原則50歳未満で独立・自営就農、雇用就農又は親元就農しなかった場合。ただし、第16の2の(3)による手続を行い、研修終了から原則2年以内に独立・自営就農、雇用就農又は親元就農した場合を除く。

ウ 第9の2のお書きにより海外研修を実施した者が就農後5年以内に第6の2の(2)のオの(ア)の農業経営を実現できなかった場合

エ 親元就農をした者が、第6の2の(5)で確約したことを実施しなかった場合

オ 独立・自営就農した者が就農後5年以内に農業経営改善計画又は青年等就農計画の認定を受けなかった場合

カ 交付期間（第16の2の(8)のアにより研修実施申請書を提出し、資金の交付を受けた者は、本事業と就農準備資金との合計の交付期間）の1.5倍又は2年間のいずれか長い期間継続しない場合又はその間の農業の従事日数が一定（例：年間150日かつ年間1,200時間）未満である場合。ただし、第16の2の(5)による手続を行い、就農を中断した日から原則1年以内に就農を再開し、就農中断期間を除いた就農期間の合計が交付期間の1.5倍又は2年間のいずれか長い期間以上である場合を除く。

キ 就農後、交付期間（第16の2の(8)のアにより研修実施申請書を提出し、資金の交付を受けた者は、本事業と就農準備資金との合計の交付期間）の1.5倍又は2年間のいずれか長い期間以内（第16の2の(5)による手続きを行い、就農を中断した場合は、就農中断期間を除いた就農期間の合計が交付対象となる研修期間の1.5倍又は2年間のいずれかの長い期間以内）で、第16の2の(2)、(3)、(4)、(5)、(6)及び(7)の報告を定められた期間内に行わなかった場合

ク 虚偽の申請等を行った場合

(3) 交付対象者は、2のただし書の病気、災害等のやむを得ない事情に該当する場合、返還免除申請書（別紙様式第32号）を校長に提出する。

(4) 校長は、知事と協議の上、交付対象者から提出された返還免除申請書の申請内容がやむを得ない事情として妥当と認められる場合、資金の返還を免除することができる。

3 経営開始資金

(1) 次に掲げる要件に該当する場合、交付対象者は、経営開始資金を返還しなければならない。ただし、ア又はウに該当する場合であって、病気や災害等のやむを得ない事情として交付主体が認めた場合はこの限りではない。

ア 第17の1の(3)のアからカに掲げる事項に該当した時点が既に交付した経営開始資金の対象期間中である場合にあっては、残りの対象期間の月数分（当該事項に該当した月を含む。）の経営開始資金を月単位で返還する。

イ 虚偽の申請等を行った場合は経営開始資金の全額を返還する。

ウ 経営開始資金の交付期間（第16の3の(5)のアにより営農実施申請書を提出し、資金の交付を受けた者は、本事業と経営開始支援事業との合計の交付期間。また、休止等、実際に交付を受けなかった期間を除く。）と同期間、同程度の営農を継続しなかった場合にあっては、交付済みの資金の総額に、営農を継続しなかった期間（月単位）を交付期間（月単位）で除した値を乗じた額を返還する。ただし、第16の3の(3)の手順を行い、就農を中断した日から原則1年以内に就農再開し、就農中断期間と同期間さらに就農継続した者を除く。

(2) 交付対象者は、(1)の病気や災害等のやむを得ない事情に該当する場合、返還免除申請書（別紙様式第32号）を交付主体に提出する。

(3) 交付主体は、交付対象者から提出された返還免除申請書の申請内容が(1)のただし書きのやむを得ない事情として妥当と認められる場合、資金の返還を免除することができる。

4 経営開始支援事業

(1) 次に掲げる要件に該当する場合、交付対象者は、資金を返還しなければならない。ただし、ア又はウに該当する場合であって、病気や災害等のやむを得ない事情として交付主体が認めた場合はこの限りではない。

ア 第17の1の(4)のアからカに掲げる事項に該当した時点が既に交付した資金の対象期間中である場合にあっては、残りの対象期間の月数分（当該事項に該当した月を含む。）の資金を月単位で返還する。

イ 虚偽の申請等を行った場合は資金の全額を返還する。

ウ 資金の交付期間（第16の4の(5)のアにより営農実施申請書を提出し、資金の交付を受けた者は、本事業と経営開始資金との合計の交付期間。また、休止等、実際に交付を受けなかった期間を除く。）と同期間、同程度の営農を継続しなかった場合にあっては、交付済みの資金の総額に、営農を継続しなかった期間（月単位）を交付期間（月単位）で除した値を乗じた額を返還する。ただし、第16の4の(3)の手順を行い、就農を中断した日から原則1年以内に就農再開し、就農中断期間と同期間さらに就農継続した者を除く。

(2) 交付対象者は、(1)の病気や災害等のやむを得ない事情に該当する場合、返還免除申請書（別紙様式第32号）を交付主体に提出する。

- (3) 交付主体は、交付対象者から提出された返還免除申請書の申請内容が(1)のただし書きのやむを得ない事情として妥当と認められる場合、資金の返還を免除することができる。

第19 事業の推進体制と相談窓口

- 1 県は本事業の効果的かつ適正な実施を図るため、市町村、農業団体との連携を密にし、本事業の円滑な実施に努めるものとする。
- 2 県は、研修に係る相談窓口を農業振興課に設置し、交付対象者から研修に関する相談を受けた場合は、交付対象者が適切な研修を受けられるよう、必要に応じて研修機関等へ改善指導等を行い、適切に対応するものとする。

第20 関係機関との連携とサポート体制の整備

- 1 本事業の実施に当たって、県、市町村、農地中間管理機構、農業協同組合、農業委員会、県農業技術センター、地域農業再生協議会等の関係機関は互いに密接に連携し、特に、支援の対象となった青年就農者が定着し、地域の中心となる農業経営者となっていくまで、丁寧にフォローするものとする。
- 2 サポート体制の構築・整備

(1) 就農準備資金

県は、交付対象者が研修終了後、円滑に就農し、定着できるよう、就農に向けた相談体制を構築し、就農先の紹介や経営開始に当たっての農地、資金の確保等の交付対象者の就農に向けた課題に対し、別表1に定める研修機関、就農先、地域の関係機関と連携してサポートするとともに、当該サポート体制についてポータルサイト及び全国データベースに登録し、公表するものとする。

(2) 就農準備支援事業

県は、交付対象者が研修終了後、円滑に就農し、定着できるよう、就農に向けた相談体制を構築し、就農先の紹介や経営開始に当たっての農地、資金の確保等の交付対象者の就農に向けた課題に対し、別表1に定める研修機関、就農先、地域の関係機関と連携してサポートするとともに、当該サポート体制についてポータルサイト及び全国データベースに登録し、公表するものとする。

(3) 経営開始資金

ア 交付主体は、新規交付対象者の「経営・技術」、「営農資金」、「農地」の各課題に対応できるよう、県農業技術センター、農業協同組合、株式会社日本政策金融公庫等金融機関、農業委員会等の関係機関に所属する者及び地域の中核的農業者等の関係者で構成するサポート体制を構築するものとする。交付主体は、別紙様式第1-1-1号別添により、当該サポート体制等を記載した新規就農者に対するサポート計画（以下「地域サポート計画」という。）を新規就農者の支援ニーズを把握した上で作成し、ポータルサイトにおいて公表するものとする。ただし、経営開始支援事業、経営発展支援事業又は初期投資促進事業において地域サポート計画を作成している場合は、当該計画の公表をもって本事業のサポート体制を整備し、公表したものと見なすことができる。

イ 交付主体は、当該サポート体制の中から、交付対象者ごとに「経営・技術」、「営農資金」、「農地」のそれぞれの専属の担当者（以下「サポートチーム」という。）を選任し、

交付対象者の上記各課題の相談先を明確にするものとする。サポートチームについては、新規就農者の農業経営、地域生活等の諸課題に対して適切な助言及び指導が可能な農業者を参画させることを必須とする。当該農業者は、交付対象者の農業経営、地域生活等に関する相談に乗り、必要に応じて助言及び指導を行うものとする。

ウ 交付対象者が早期に経営を安定・発展させ、地域に定着していくよう、サポート体制の関係者は(ア)及び(イ)について、サポートチームは(ウ)について行うものとする。

(ア) 青年等就農計画等作成への助言及び指導

(イ) 第12の3の(2)の審査への参加

(ウ) 第16の3の(1)の就農状況の確認、助言及び指導

(4) 経営開始支援事業

ア 交付主体は、新規交付対象者の「経営・技術」、「営農資金」、「農地」の各課題に対応できるよう、県農業技術センター、農業協同組合、株式会社日本政策金融公庫等金融機関、農業委員会等の関係機関に所属する者及び地域の中核的農業者等の関係者で構成するサポート体制を構築するものとする。交付主体は、別紙様式第1-1-2号別添により、当該サポート体制等を記載した新規就農者に対するサポート計画（以下「地域サポート計画」という。）を新規就農者の支援ニーズを把握した上で作成し、ポータルサイトにおいて公表するものとする。ただし、経営開始資金、経営発展支援事業又は初期投資促進事業において地域サポート計画を作成している場合は、当該計画の公表をもって本事業のサポート体制を整備し、公表したものと見なすことができる。

イ 交付主体は、当該サポート体制の中から、交付対象者ごとにサポートチームを選任し、交付対象者の上記各課題の相談先を明確にするものとする。サポートチームについては、新規就農者の農業経営、地域生活等の諸課題に対して適切な助言及び指導が可能な農業者を参画させることを必須とする。当該農業者は、交付対象者の農業経営、地域生活等に関する相談に乗り、必要に応じて助言及び指導を行うものとする。

ウ 交付対象者が早期に経営を安定・発展させ、地域に定着していくよう、サポート体制の関係者は(ア)及び(イ)について、サポートチームは(ウ)について行うものとする。

(ア) 経営開始支援事業計画等作成への助言及び指導

(イ) 第12の4の(2)の審査への参加

(ウ) 第16の4の(1)の就農状況の確認、助言及び指導

(5) 経営発展支援事業

ア 交付主体は、交付対象者の「経営・技術」、「営農資金」、「農地」の各課題に対応できるよう、県農業技術センター、農業協同組合、株式会社日本政策金融公庫等の金融機関、農業委員会等の関係機関に所属する者、地域の中核的農業者等の関係者で構成するサポート体制を整備するものとする。交付主体は、別紙様式第1-2-1号別添（別紙2）により、地域サポート計画を新規就農者の支援ニーズを把握した上で作成し、ポータルサイトにおいて公表するものとする。ただし、経営開始資金、経営開始支援事業又は初期投資促進事業において地域サポート計画を作成している場合は、当該計画の公表をもって本事業のサポート体制を整備し、公表したものと見なすことができる。

イ 交付主体は、当該サポート体制の中から、交付対象者ごとにサポートチームを選任し、交付対象者の上記各課題の相談先を明確にするものとする。サポートチームにつ

いては、新規就農者の農業経営、地域生活等の諸課題に対して適切な助言及び指導が可能な農業者を参画させることを必須とする。当該農業者は、交付対象者の農業経営、地域生活等に関する相談に乗り、必要に応じて助言及び指導を行うものとする。

ウ 交付対象者が早期に経営を安定・発展させ、地域に定着していけるよう、サポート体制の関係者は次に掲げる(ア)及び(イ)について、サポートチームは次に掲げる(ウ)について行うものとする。

- (ア) 経営発展支援事業計画等作成への助言及び指導
- (イ) 第12の5の(2)の審査への参加
- (ウ) 第16の5の(2)の就農状況の確認、助言及び指導

(6) 初期投資促進事業

ア 交付主体は、交付対象者の「経営・技術」、「営農資金」、「農地」の各課題に対応できるよう、県農業技術センター、農業協同組合、株式会社日本政策金融公庫等の金融機関、農業委員会等の関係機関に所属する者、地域の中核的農業者等の関係者で構成するサポート体制を整備するものとする。交付主体は、別紙様式第1-2-2号別添(別紙2)により、地域サポート計画を新規就農者の支援ニーズを把握した上で作成し、ポータルサイトにおいて公表するものとする。ただし、経営開始資金、経営開始支援事業又は経営発展支援事業において地域サポート計画を作成している場合は、当該計画の公表をもって本事業のサポート体制を整備し、公表したものと見なすことができる。

イ 交付主体は、当該サポート体制の中から、交付対象者ごとにサポートチームを選任し、交付対象者の上記各課題の相談先を明確にするものとする。サポートチームについては、新規就農者の農業経営、地域生活等の諸課題に対して適切な助言及び指導が可能な農業者を参画させることを必須とする。当該農業者は、交付対象者の農業経営、地域生活等に関する相談に乗り、必要に応じて助言及び指導を行うものとする。

ウ 交付対象者が早期に経営を安定・発展させ、地域に定着していけるよう、サポート体制の関係者は次に掲げる(ア)及び(イ)について、サポートチームは次に掲げる(ウ)について行うものとする。

- (ア) 初期投資促進事業計画等作成への助言及び指導
- (イ) 第12の6の(2)の審査への参加
- (ウ) 第16の6の(2)の就農状況の確認、助言及び指導

3 農業共済等の積極的活用等

交付主体は、農業共済組合と連携し、交付対象者に対し、経営の安定を図るため、農業共済その他の農業関係の保険への積極的な加入を促すものとする。

また、交付対象者が従業員の雇用等をしている場合にあっては、労働環境に関する改善等について働きかけるよう努めるものとする。

第21 経営発展支援事業及び初期投資促進事業で整備した機械・施設等の管理運営等

交付主体は、交付対象者に対し、第7の1の(1)又は2の(1)により整備した機械・施設、家畜、果樹・茶の改植を行った樹園地等を、常に良好な状態で管理し、必要に応じて修繕、改築等を行い、その整備目的に即して最も効率的な運用を図り、適正に管理運営するよう指導するものとする。

1 管理方法

- (1) 交付主体は、交付対象者が第7の1の(1)又は2の(1)により整備した機械・施設、家畜（肥育牛を除く。）等について、助成金の交付目的に沿った適正な管理を行わせるため、耐用年数に相当する期間（リースの場合はリース期間）に準じて処分制限期間を設定させるものとする。
- (2) 交付主体は、交付対象者に対し、第7の1の(1)又は2の(1)により整備した機械・施設、家畜（肥育牛を除く。）等の管理状況を明確にするため財産管理台帳を備え置かせるものとする。
- (3) 交付主体は、交付対象者に対し、第7の1の(1)のア又は2の(1)のアの機械・施設等の管理運営状況を明らかにし、その効率的運用を図るため、管理運営日誌、利用簿等を適宜作成、整備及び保存させるものとする。
- (4) 交付主体は、交付対象者が(3)で作成した機械・施設等の管理運営日誌又は利用簿等を各年度に少なくとも一度提出させるなど、機械・施設等の管理状況を定期的に把握し、必要に応じて交付対象者に指導を行うなど、適正な管理運営等が行われるようにするものとする。

なお、過去に他の補助事業により整備した機械・施設等についても、同様に適切な管理運営等が行われるように努めるものとする。

2 財産処分の手続

交付主体は、交付対象者が第7の1の(1)又は2の(1)により整備した機械・施設、家畜（肥育牛を除く。）等について、1の(1)で設定した処分制限期間内に、当該助成金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとするときは、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条に準じた財産処分として、都道府県、市町村交付規則等に基づき、財産処分の申請を行わせ、交付主体の承認を受けさせるものとする。また、交付主体は、当該申請の内容を承認するときは、財産処分の基準等に留意し、その必要性を検討しなければならない。

3 災害の報告

交付主体は、交付対象者が整備した機械・施設等について、処分制限期間内に天災その他の災害により被害を受けたときは、直ちに交付対象者に報告させるものとする。

4 増築等に伴う手続

交付主体は、交付対象者が整備した機械・施設等の移転若しくは更新又は生産能力、利用規模、利用方法等に影響を及ぼすと認められる変更を伴う増築、模様替え等を当該機械・施設等の処分制限期間内に行うときは、あらかじめ交付対象者に報告させるものとする。

第22 目標年度及び成果目標

経営発展支援事業及び初期投資促進事業の目標年度は、事業実施年度の4年後の年度とする。

また、経営発展支援事業計画等又は初期投資促進事業計画等で実施することとした項目について、成果目標とする。

第23 交流会の開催

県は、交付対象者を含む新規就農者等の交流会を開催するものとする。

第 24 推進事業

資金等の交付事業を推進するため、交付主体は推進事業として以下の事業を実施することができる。推進事業費の対象経費は神奈川県農業人材力強化総合支援事業補助金交付要綱に定めるとおりとし、事業の一部を外部に委託することができる。なお、交付主体の会計に属する資金及び推進事業費の預託に係る利子収入は、資金等交付に要する推進事業費に充てることができるものとする。

- 1 資金又は助成金の交付事業の実施に関する事務
- 2 資金の交付事業の普及活動
- 3 資金又は助成金の交付事業の交付対象者の指導活動

第 25 交付対象者情報の共有

- 1 県は、交付対象者の資金の交付情報を集約し、必要に応じて、本事業に関わる関係機関の間で当該情報を共有する。また、県、及び市町村は、国とともに交付対象者の情報を共有することにより、交付対象者が定着し、地域の中心となる農業経営者となっていくまで、より丁寧なフォローアップに活用するとともに、交付状況の確認、重複や虚偽申請の確認のために利用するものとする。
- 2 1を実施するため、交付主体は、計画の承認、交付申請書、報告書等の提出があった場合や、状況等の確認を行った場合、速やかにデータベースに登録するものとする。また、県はデータベースにおける交付主体による交付情報の登録状況を確認し、登録及び更新が適正に行われていない場合は、交付主体に対し、速やかに登録等を完了させるよう促す等、登録状況の管理を適切に行うものとする。
- 3 他の都道府県又は全国農業委員会ネットワーク機構から就農準備資金又は就農準備支援事業の資金の交付を受けた者が本県に就農・雇用就農した場合は、就農状況の確認に協力する。本県において交付対象者が他の都道府県に就農・雇用就農した場合は当該都道府県に協力を依頼する。
- 4 県及び市町村は、本事業の実施に際して得る個人情報については、別紙様式第37号により適切に取り扱うものとする。

第 26 効率的かつ適正な技術の確保

交付主体は、本事業が国民の貴重な税金を財源として実施されることに鑑み、交付対象者に対し、地域農業の振興に努めるべき旨を十分周知する。

附 則

- 本要綱は、平成24年8月3日より施行する。
本要綱は、平成24年9月28日より施行する。
本要綱は、平成25年4月11日より施行する。
本要綱は、平成25年6月24日より施行する。

本要綱は、平成 26 年 6 月 3 日より施行する。なお、この改正前の実施要綱の規定に基づき実施している事業に対する適用については、なお従前の例によるものとする。ただし、改正後の第 6 の 1 の(7)、第 6 の 2 の(8)、第 19 の 1、第 19 の 2、第 19 の 4 についてはこの改正の内容を適用するものとする。

本要綱は、平成 27 年 3 月 9 日より施行する。ただし、平成 27 年 2 月 3 日までに申請のあったものについては、なお、従前の例によるものとする。

この改正前の神奈川県新規就農者確保支援事業実施要綱の規定に基づき実施している事業に対する同要綱の適用については、なお従前の例によるものとする。

この改正前の神奈川県新規就農者確保支援事業実施要綱の規定に基づき給付を受けている者が、改正後に第 7 の 2 の(2)に規定する夫婦共同経営に計画変更する場合は、夫婦合わせて改正後の同要綱の適用を受けるものとする。

この改正前の神奈川県新規就農者確保支援事業実施要綱の規定に基づき給付を受けている者について、平成 26 年度国補正予算により事業（経営開始型に限る。）を実施する場合は、第 13 の 2 の(2)の規定にかかわらず、申請する給付金の対象期間の開始日前に給付申請をすることができるものとする。

本要綱は、平成 27 年 5 月 11 日より施行する。この改正前の神奈川県新規就農者確保支援事業実施要綱の規定に基づき実施している事業に対する同要綱の適用については、なお従前の例によるものとする。ただし、改正後の第 15 の 1 の(1)のカ、及び(2)のカについてはこの通知による改正後の同要綱を適用するものとする。

本要綱は、平成 28 年 4 月 28 日より施行する。なお、この改正前の神奈川県新規就農者確保支援事業実施要綱の規定に基づき実施している事業に対する同要綱の適用については、なお従前の例によるものとする。

本要綱は、平成 29 年 6 月 5 日から施行する。なお、この通知による改正前の神奈川県新規就農者確保支援事業実施要綱の規定に基づき実施している事業に対する同要綱の適用については、なお従前の例によるものとする。また、改正前の「給付金」は「資金」に、「給付」は「交付」に読み替える。

平成 27 年 3 月 9 日付け改正以前の神奈川県新規就農者確保支援事業実施要綱の規定に基づき給付を受けている者が、この通知の改正後に第 7 の 2 の(1)に規定する交付金額変動の仕組みによる交付を希望する場合は、改正後の同要綱の同規定の適用を受けるものとする。

本要綱は、平成 29 年 8 月 1 日より施行する。

本要綱は、平成 30 年 5 月 17 日から施行する。なお、この通知による改正前の神奈川県農業人材力強化総合支援事業実施要綱の規定に基づき実施している事業に対する同要綱の適用については、なお従前の例によるものとする。ただし、改正後の別紙様式第 10-1 号、別紙様式第 10-1-1 号、別紙様式第 10-3 号、別紙様式第 7-1 号、別紙様式第 7-2 号の改正部分についてはこの通知による改正後を適用するものとする。

本要綱は、平成 30 年 11 月 6 日から施行する。

本要綱は、令和元年 5 月 13 日から施行する。なお、この通知による改正前の農業人材力強化総合支援事業実施要綱の規定に基づき実施している事業に対する同要綱の適用については、なお従前の例によるものとする。ただし、改正後の第 16 の 1 の(1)のオ、第 16 の 1 の(2)のオ、第 15 の 1 の(1)のイ、第 15 の 1 の(1)のウ、第 15 の 2 の(1)のイ、別紙様式第 9 号及び

別紙様式第16-1号については、この通知による改正後の同要綱を適用するものとする。

この通知による改正前の規定に基づき交付を受けている者が、改正後に第7の2の(2)に規定する夫婦共同経営に計画変更する場合は、改正後の同要綱の第6の2の(1)を適用するものとする。

本要綱は、令和2年5月14日より施行する。なお、この通知による改正前の神奈川県農業人材力強化総合支援事業実施要綱の規定に基づき実施している事業に対する同要綱の適用については、なお従前の例によるものとする。ただし、改正後の第6の3の(2)のア、第7の3の(1)、第15の1の(7)、第15の3の(1)のア及びイの(ウ)のc、第15の3の(5)、第16の2の(1)のク、第22、別紙様式第4号の別添8、別紙様式第7号、別紙様式第10-1号、別紙様式第10-1-1号、別紙様式第12号、別紙様式第16-1号、別紙様式第16号-4号、別紙様式第23号、別紙様式第28号については、この通知による改正後の同要綱を適用するものとする。

この通知による改正前の規定に基づき交付を受けている者が、改正後に第3の1のアに規定する研修機関等認定基準に基づき、研修先を変更する場合は、改正後の同要綱の第6の1の(2)のア及びエ、第15の1の(1)のウの(ウ)、別紙様式第2-1号の別添1及び別添4、別紙様式第8-1号、別紙様式第8-2号、別紙様式第9号を適用するものとする。

本要綱は、令和3年6月15日より施行し、令和3年4月1日に遡及して適用する。なお、この通知による改正前の神奈川県農業人材力強化総合支援事業実施要綱の規定に基づき実施している事業に対する同要綱の適用については、なお従前の例によるものとする。ただし、改正後の第6の3の(2)のア、第6の3の(7)、第10、第15の1の(2)のイ、第15の2の(2)のイ、第15の3の(1)のイ、第16の2の(1)のウ及びカ、第16の2の(2)のウ及びカ、第16の2の(3)のウ及びカ、第17の1の(2)、第17の2の(2)、第19の2の(2)のイ及びウ、第21並びに別紙様式第1号から第30号まで並びに改正前の第6の1の(8)、第6の2の(8)及び第6の3の(9)については、この限りでない。

本要綱は、令和4年6月23日より施行する。なお、この通知による改正前の神奈川県農業人材力強化総合支援事業実施要綱の規定に基づき実施している事業に対する同要綱の適用については、なお従前の例によるものとする。ただし改正前の第6の1の(5)及び第6の2の(5)については、この限りでない。

本要綱は、令和5年6月30日より施行する。なお、この通知による改正前の神奈川県農業人材力強化総合支援事業実施要綱の規定に基づき実施している事業に対する同要綱の適用については、なお従前の例によるものとする。ただし、改正後の第4の3、第6の1、第6の3、第6の4の(6)、第8の3、第9の1、第10の3、第11の1、第12の1、第12の3、第14の1、第14の3、第15の3、第16の1、第16の3、第17の1の(1)、第17の1の(3)、第17の2の(1)、第17の2の(3)、第18の1、第18の3、第20の2の(3)、別紙様式第1-1号から第35号までについては、この限りでない。

この通知の施行の際現にあるこの通知による改正前の様式により使用されている書類は、この通知による改正後の様式によるものとみなす。

この通知の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

本要綱は、令和5年10月27日より施行する。なお、この通知による改正前の神奈川県農

業人材力強化総合支援事業実施要綱の規定に基づき実施している事業に対する同要綱の適用については、なお従前の例によるものとする。ただし、改正後の別紙様式第3－1号、第3－2号、第5－1号、第5－2号、第17－1号及び第20号については、この限りでない。

この通知の施行の際現にあるこの通知による改正前の様式により使用されている書類は、この通知による改正後の様式によるものとみなす。

この通知の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

本要綱は、令和6年6月28日より施行する。なお、この通知による改正前の神奈川県農業人材力強化総合支援事業実施要綱の規定に基づき実施している事業に対する同要綱の適用については、なお従前の例によるものとする。ただし、改正後の別紙様式第1－1－1号（別紙1を除く。）、の別紙様式第1－1－2号（別紙1を除く。）及び別紙様式第1－2－1号（別紙1を除く。）については、この限りでない。

この通知の施行の際現にあるこの通知による改正前の様式により使用されている書類は、この通知による改正後の様式によるものとみなす。

この通知の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

別表 1

研修機関
神奈川県立かながわ農業アカデミー
農業研修を実施している知事が認める実施機関等

別表 2

順位	項目	基 準		
1	経営開始資金及び経営開始支援事業	新規参入者	過年度	経営の発展性の高い者、高齢化が進展するなど新規就農者の必要性が高い地域に就農する者を優先
2			本年度	〃
3		部門開始者	過年度	〃
4			本年度	〃
5		経営継承者	過年度	〃
6			本年度	〃
1	就農準備資金及び就農準備支援事業	被扶養者でない者	扶養家族あり	独立・自営就農予定者を、法人等就農予定者より優先
2			扶養家族なし	〃
3		被扶養者	扶養家族あり	〃
4			扶養家族なし	〃

※同順位の中では世帯全体の所得の低い者を優先することとする。

別表3

1 共通ポイント

No.	項目		ポイント
1	研修	① 農業生産に関して、自らが取り組もうとする作目を含む研修を概ね1年以上（概ね1,200時間以上）受けている	1
		② 農業生産に関して、自らが取り組もうとする作目について研修を概ね1年以上（概ね1,200時間以上）受けている	2
		③ ②に加え、販売・流通・マーケティングの知識、帳簿や財務諸表の作成、労務管理等の農業経営に関する研修を受けている	3
2	サポート体制	① 地域サポート計画が策定されている	1
		② ①に加え、普及指導センターの普及指導活動の対象者として選定されている	2
		③ ②に加え、①の地域サポート計画の支援分野の全て ^{*1} について、担当機関・部署が明確になっている	3
3	経営管理の合理化	① 圃場等に農作業の記録（施肥量、農薬散布量、作業時間等）を毎日つける	1
		② ①に加え、青色申告を実施する	2
		③ ②に加え、GAP認証等を取得する ^{*2}	3
4	所得	① 所得目標 ^{*3} が「250万円」又は「継承する経営の直近所得から1割増の額」のうちいずれか高い額(A)となっている	1
		② 所得目標が(A)の額から2割以上増の額となっている	2
		③ 所得目標が(A)の額から4割以上増の額となっている	3
5	家族経営協定 ^{*4}	① 農業経営の方針、農作業の役割分担、労働報酬、労働時間・休日に関する事項について書面で締結している	1
		② ①の事項に加え、その他の事項（休憩、時間外及び休日の労働、時間外及び休日労働に対する割増賃金、労働保険、社会保険）を1つでも設定している	2
6	農業版事業継続計画（BCP）を策定している		1
7	データを活用した農業を実践する		1
8	農業経営を法人化する		1
9	みどりの食料システム法に基づく環境負荷低減事業活動実施計画又は特定環境負荷低減事業活動実施計画の認定を受ける		1
合計（最大）			18

- 目標として行う項目（No. 3、4、7、8及び9）については、事業実施年度の4年後の年度までに行う。

※1 支援分野は「技術・経営指導」、「農地確保支援」、「機械・施設等の確保支援」、「資金相談」、「農業者による指導」、「販路支援」、「生活に係る支援（住居、子育て等）」、「事務局・全体調整」。

※2 JGAP、ASIAGAP若しくはGLOBALG.A.P.の認証を取得し、又は国際水準GAPガイドラインに準拠した都道府県GAPのうち、自治体等が農業者の都道府県GAPへの取組状況を審査する仕組みを有しているものについて、当該審査に合格したものも含まれるものとする。

※3 事業実施の年度に農業経営を開始する場合は別紙様式第5号の別添1収支計画の「目標5年（度）目」の所得、事業実施の前年度に農業経営を開始している場合は同「4年（度）目」の所得とする。

※4 法人の場合は就業規則等、一人で農業経営する場合は家族経営協定に類するものとして自らの働き方に関する規定を書面で定めている場合に同協定を定めているものとみなす。

2 都道府県加算ポイント

「神奈川県新規就農者育成方針」に記載のとおり

別表4

以下の全ての項目を満たす者に対し優先的に対応する。満たさない項目があった場合であっても、支援対象とすべき者と事業実施主体が判断する場合には、予算の範囲内で採択は可能とする。

1 就農準備資金及び就農準備支援事業

(1) 新規採択者

研修計画及び面談等により、以下全てを満たすと確認できる者とする。

- ・就農ビジョンと研修の目的が明確であり、次世代を担う農業者になることについて強い意欲を有している者
- ・前年の世帯（本人のほか同居又は生計を一にする別居の配偶者、子及び父母が該当する。以下同じ。）全体の所得が600万円以下である者
- ・研修の実行及び研修終了後の就農が確実に見込まれる者

(2) 繙続者

研修状況報告及び面談等により、以下全てを満たすと確認できる者とする。

- ・研修に積極的であり、指導者等関係者の助言・指導に従う者
- ・研修内容を理解し、就農に必要な技術や知識の習得が認められる者
- ・成績表の発行がある機関で研修する場合にあっては、最低評価がない者
- ・就農に向けた準備を行い、着実な就農が期待される者
- ・研修の出席状況が良好で、概ね1年かつ概ね年間1,200時間以上の研修を受けている（受ける見込みがある）者

2 経営開始資金及び経営開始支援事業

(1) 新規採択者

青年等就農計画等又は経営開始支援事業計画等並びに面談等により、以下全てを満たすと確認できる者とする。

- ・明確な将来の農業経営の構想があり、次世代を担う農業者となることについて強い意欲を有し、経営の発展性の高い者
- ・前年の世帯全体の所得が600万円以下である者
- ・地域の担い手として期待されている者
- ・将来にわたって営農継続が期待される者

(2) 繙続者

就農状況報告及び面談等により、以下全てを満たすと確認できる者とする。

- ・次世代を担う農業者となることについて強い意欲を有しており、サポートチーム、都道府県普及指導センター等関係機関及び中核的農業者等関係者の助言・指導に従う者
- ・営農に必要な技術や経営ノウハウを有し、適切な営農及び経営管理ができており、また、更なる経営発展に向けて積極的に取り組んでいる者
- ・自身の経営状況・課題を把握し、改善に取り組んでいる者
- ・年間150日かつ1,200時間以上で年間を通じて農業生産に従事している者
- ・概ね収支計画どおりの経営規模、生産量、売上高等を達成しており、青年等就農計画の目標達成が実現可能と見込まれる者（ただし、災害等計画作成時点で想定

できなかつた事態が発生した場合は除く。)

- ・労働環境の整備や農作業安全・食品衛生管理に取り組んでいる者
- ・将来にわたつて営農継続が期待される者
- ・前年の世帯全体の所得が600万円以下である者

(別紙)

機械・施設等をリース導入する場合の留意点等

- 1 申請方式については、交付対象者とリース契約予定事業者との共同申請を原則とする。この場合の助成金は、交付対象者が選定した機械・施設等の購入を行ったリース事業者（共同申請者）へ支払うこととする。
- 2 機械・施設等のリース期間は、耐用年数以内とする。
- 3 リースによる導入に対する助成額（以下「リース料助成額」という。）については、次の算式によるものとする。

$$\text{「リース料助成額」} = \text{「リース物件購入価格（税抜き）」} \times \text{助成率（1／2以内）}$$

ただし、当該リース物件のリース期間を当該リース物件の耐用年数未満とする場合又はリース期間満了時に残存価格を設定する場合にあっては、そのリース料助成額については、それぞれ次の算式によるものとする。さらに、当該リース物件に係るリース期間を当該リース物件の耐用年数未満とし、かつ、リース期間満了時に残存価格を設定する場合にあっては、そのリース料助成額については、それぞれ次の算式により算出した値のいずれか小さい方とする。

$$\begin{aligned}\text{「リース料助成額」} &= \text{「リース物件購入価格（税抜き）」} \times (\text{「リース期間」} \div \text{「耐用年数」}) \\ &\quad \times \text{助成率（1／2以内）}\end{aligned}$$

$$\begin{aligned}\text{「リース料助成額」} &= (\text{「リース物件購入価格（税抜き）」} - \text{「残存価格」}) \\ &\quad \times \text{助成率（1／2以内）}\end{aligned}$$